# 利尻富士町公共施設等総合管理計画

平成28年12月

利尻富士町

# 目 次

| 1章 | i はじめに                   | 1  |
|----|--------------------------|----|
| 1  | 計画の背景と目的                 | 1  |
| 2  | 計画の位置づけ                  | 1  |
| 3  | 計画の対象施設                  | 2  |
| 4  | 計画期間                     | 2  |
|    |                          |    |
| 2章 | 『公共施設等を取り巻く利尻富士町の状況      | 3  |
|    | 利尻富士町の概要                 |    |
| 2  | 財政の状況                    | 9  |
| 3  | 将来人口の推移                  | 15 |
|    |                          |    |
|    | 「公共施設等の現状把握              |    |
|    | 公共施設等の保有状況               |    |
|    | 建築系公共施設の劣化状況             |    |
|    | 建築系公共施設の利用状況             |    |
| 4  | 利用状況・劣化度・維持管理費からみたまとめ    | 40 |
| 4章 | I 住民意向の特性                | 41 |
|    |                          |    |
|    | 回答者自身のことについて             |    |
|    | 公共施設の利用頻度や満足度について        |    |
|    | 今後の公共施設のあり方について          |    |
|    |                          |    |
|    | 「公共施設等の将来の見通し            |    |
|    | 公共施設等の更新に係る将来の見通し        |    |
|    | 建築系公共施設                  |    |
|    | 道路                       |    |
| 4  | - 橋りょう                   | 52 |
| 5  | 上水道                      | 53 |
|    | 下水道                      |    |
| 7  | 公共施設等全体のまとめ              | 55 |
| 6章 | <b>「 公共施設等を取り巻く課題の整理</b> | 56 |
|    | 公共施設等を取り巻く利尻富士町の現況からみた課題 |    |
|    | 公共施設等の現況・更新費用からみた課題      |    |
|    | 住民意向の特性からみた課題            | 57 |

| 「公共施設等マネジメントの理念と目的                             | 58   |
|--|--|
| 計画の管理方針  | 58   |
|  |  |
| 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標                           |  |
|  |  |
| 「公共施設等の管理に関する基本的な考え方                           | 63   |
| 公共施設等の管理に関する基本的な方針                             | 63   |
| 各方針における基本的な考え方                                 | 63   |
|  |  |
| 「公共施設等の管理に関する実施方針                              | 66   |
| 点検・診断等の実施方針                                    | 66   |
| 維持管理・修繕・更新等の実施方針                               | 67   |
| 安全確保の実施方針                                      | 68   |
| 耐震化の実施方針                                       | 69   |
| 長寿命化の実施方針                                      | 70   |
| 統合や廃止の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  |
|  |  |
| 章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針                           | 71   |
| 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針                           | 71   |
| 土木系公共施設(インフラ)の管理に関する基本的な方針                     | 74   |
|  |  |
| 章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策                      | 75   |
| 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針                     | 75   |
| フォローアップの実施方針                                   | 77   |
|  | 計画の管理方針 計画の推進体制 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標  公共施設等の管理に関する基本的な考え方 公共施設等の管理に関する基本的な方針 各方針における基本的な考え方  公共施設等の管理に関する実施方針 点検・診断等の実施方針 点検・診断等の実施方針 無持管理・修繕・更新等の実施方針 安全確保の実施方針 耐震化の実施方針 長寿命化の実施方針 長寿命化の実施方針 ・ にあり、 におり、 におり、 におり、 におり、 におり、 におり、 におり、 にお |

## 1章 はじめに

### 1 計画の背景と目的

利尻富士町では、多くの公共施設(庁舎・校舎等の建築系公共施設)や、道路・橋梁・上下 水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り 組んできました。

しかしながら厳しい財政状況が続く中、人口減少、少子高齢化が進展し公共施設等の利用需要が変化することが予想されることを踏まえ、長期的視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理することが不可欠となっています。

また国においては、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等推進することとし、地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

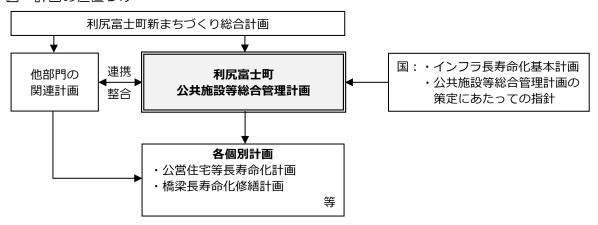
以上から「利尻富士町公共施設等総合管理計画」は、本町が所有する公共施設等について、 現在の施設の配置状況や設置目的、利用者数、老朽化等の現状を客観的に捉え、将来にわたる 更新費用を算出し、公共施設等の管理における基本方針を定めることを目的として策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「利尻富士町新まちづくり総合計画」を上位計画として、公共施設等の管理等に おける基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

また、本計画の策定にあたっては「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総財務第75号 平成26年4月)で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠します。

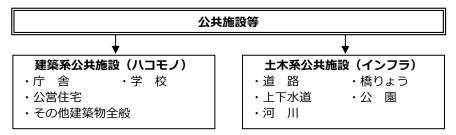
### 図 計画の位置づけ



# 3 計画の対象施設

本計画の対象は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設(ハコモノ)」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設(インフラ)」で、町が保有または管理する全ての施設等とします。

### 図 対象となる公共施設等



### 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度~38年度までの10年とします。

尚、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見 直しを行うこととします。

# 2章 公共施設等を取り巻く利尻富士町の状況

### 1 利尻富士町の概要

### (1)土地利用

利尻富士町は秀峰利尻山(1,721m)を中心にして西部は利尻町と接し、東は利尻水道をはさんで稚内市と相対し、北西は礼文島と 10 kmの海をへだてて指呼の間にあります。

地目別の面積をみると、山林と原野をあわせて約 18%を占めており、宅地は 0.7%となっています。

### 図 利尻富士町位置図



### 表 地目別面積

(単位:k m²)

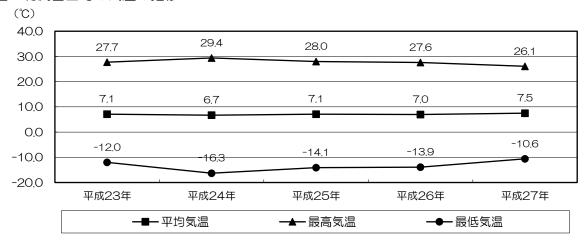
|                | $\blacksquare$ | 畑    | 宅地   | 池沼   | 山林    | 牧場   | 原野   | 雑種地  | その他   | 総面積    |
|----------------|----------------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|--------|
| <del>あ</del> 珪 | 0.00           | 8.32 | 0.76 | 0.15 | 11.36 | 0.70 | 7.47 | 1.04 | 75.88 | 105.68 |
| 面積             | 0.0%           | 7.9% | 0.7% | 0.1% | 10.7% | 0.7% | 7.1% | 1.0% | 71.8% | 100.0% |

資料:平成28年北海道統計書

### (2) 気候

気候は、沿岸一帯を流れる対馬暖流によって受ける影響が大きく、温暖で近年の最高気温の 平均は 28℃、最低気温も零下 15 度以下になることは極めてまれで、夏は涼しく冬は積雪も 少なく恵まれてはいますが、季節風が他地域にみられないほど強く、典型的な北方離島特有の 自然条件下にあります。

## 図 利尻富士町の気温の推移



### 表 利尻富士町の気象概要

|         | 年降水量  |                | 気温             |                | 平均風速  |
|---------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
|         | 十四小里  | 平均気温           | 最高気温           | 最低気温           | 平均風壓  |
|         | (mm)  | $(\mathbb{C})$ | $(\mathbb{C})$ | $(\mathbb{C})$ | (m/s) |
| 平成 23 年 | 461.0 | 7.1            | 27.7           | -12.0          | 6.2   |
| 平成 24 年 | 663.5 | 6.7            | 29.4           | -16.3          | 6.1   |
| 平成 25 年 | 404.0 | 7.1            | 28.0           | -14.1          | 6.2   |
| 平成 26 年 | 711.5 | 7.0            | 27.6           | -13.9          | 6.1   |
| 平成 27 年 | 500.5 | 7.5            | 26.1           | -10.6          | 6.1   |
| 平均      | 548.1 | 7.1            | 27.8           | -13.4          | 6.1   |

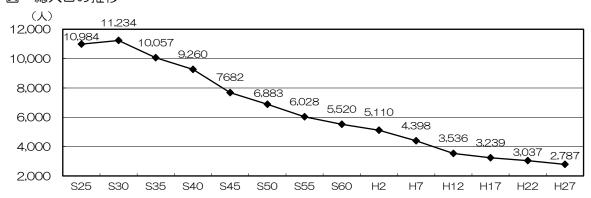
資料:気象庁ホームページ

### (3)人口・世帯

本町の人口は、昭和 30 年に 11,234 人とピークを迎え、その後は減少が続いています。 平成 27 年国勢調査は 2,787 人であり、ピークから約 75%の減少、直近 30 年間(S60~H27年)では約 50%の減少となっています。住民基本台帳の人口では平成 27 年で 2,749人です。

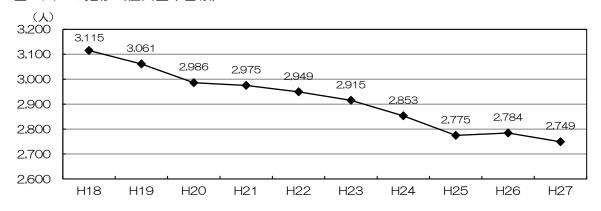
世帯数は、昭和30年の1,806世帯を境に減少した後に再び増加し、昭和55年で1,656世帯と二度目のピークを迎えますが、その後は減少傾向が続いています。平成27年国勢調査で1,264世帯であり、ピークからは約30%の減少、直近30年間(S60~H27年)では約20%の減少です。住民基本台帳では平成27年で1,354世帯となっています。

### 図 総人口の推移



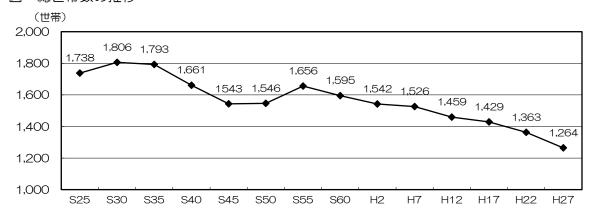
資料:各年国勢調査

### 図 人口の推移(住民基本台帳)



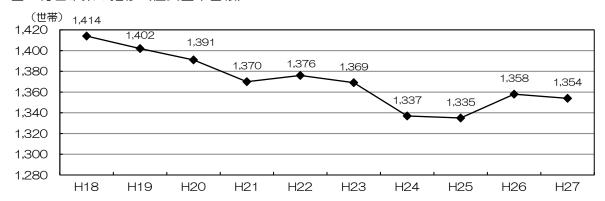
資料:住民基本台帳(H18~25年3月末、H26年~1月1日)

# 図 総世帯数の推移



資料:各年国勢調査

### 図 総世帯数の推移(住民基本台帳)



資料:住民基本台帳(H18~25年3月末、H26年~1月1日)

### (4)年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、平成 27 年国勢調査で、年少人口(15 歳未満)が 12.2%、生産年齢人口(15~64 歳)は51.9%、高齢人口(65 歳以上)は35.9%となっています。年少人口割合は全道、郡部、宗谷管内と比較して最も高く、高齢人口割合も最も高くなっています。

15年間(平成12~27年)の推移をみると、生産年齢人口割合が減少し、年少人口割合、高齢人口割合は増加傾向となっています。

#### 図 年齢別人口構成比の比較 0% 20% 40% 60% 80% 100% 北海道 11.3 59.3 29.0 0.5 郡部 11.4 0.1 55.1 33.4 宗谷管内 11.7 58.0 30.3 0.0 利尻富士町 12.2 51.9 35.9 0.0

65歳以上

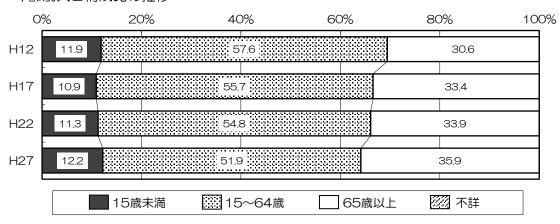
不詳

15~64歳

資料:平成27年国勢調査

### 図 年齢別人口構成比の推移

15歳未満



資料:各年国勢調査

### (5) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数は平成 27 年国勢調査で、持ち家 64.3%、公営借家 23.5%、民営借家 2.3%、給与住宅 9.0%となっています。

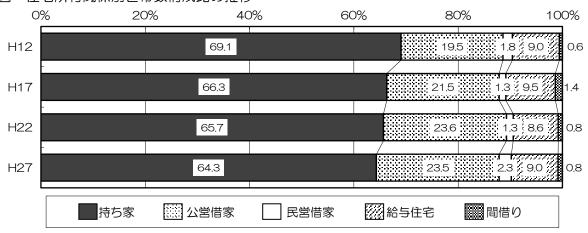
全道、郡部、宗谷管内と比較すると、公営借家率が最も高く、民営借者率がもっとも低くなっています。

15年間(平成12~22年)の推移をみると、持ち家率が減少し、公営借家率が増加しています。

#### 図 住宅所有関係別世帯数構成比の比較 40% 60% 80% 100% 0% 20% 103040 北海道 56.8 6.9 31.7 3.4 1.3 1/48 郡部 66.6 12.7 13.1 6.5 1.1 宗谷管内 59.5 12.0 16.2 10.5 1.8 23.5 利尻富士町 64.3 2.3 9.0 ■持ち家 🔛 公営・都市機構・公社の借家 🔲 民営借家 🌃 給与住宅 🎆 間借り

資料:平成27年国勢調査

### 図 住宅所有関係別世帯数構成比の推移



資料:各年国勢調査

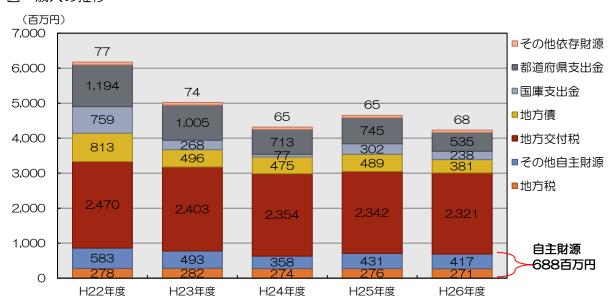
### 2 財政の状況

### (1)歳入の状況

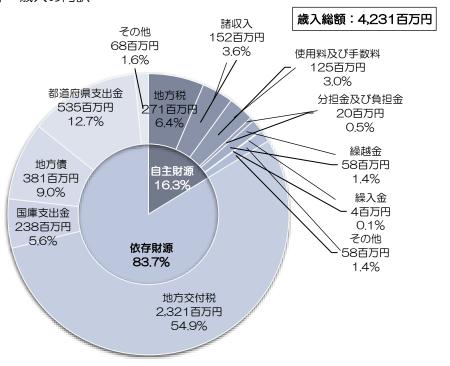
平成 26 年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税(地方税)が約 2.7 億円で、地方交付税が約 23 億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 16.3%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 83.7%となっています。

平成 22~26 年度の推移をみると、総額 50~60 億円を推移しています。

### 図 歳入の推移



### 図 平成 26 年度決算 歳入の内訳

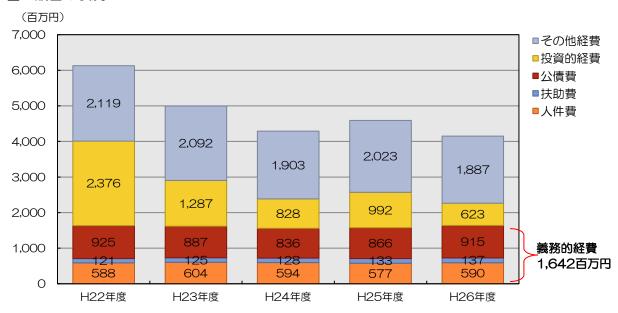


### (2)歳出の状況

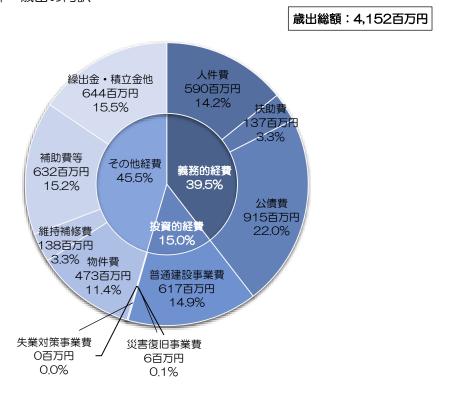
平成 22~26 年度の歳出の状況をみると、投資的経費は 22 年度を除いておおよそ 6~12 億円で推移しています。

平成 26 年度における義務的経費の全体に占める割合は 39.5%、投資的経費の割合 15.0% です。

### 図 歳出の状況



### 図 平成 26 年度決算 歳出の内訳

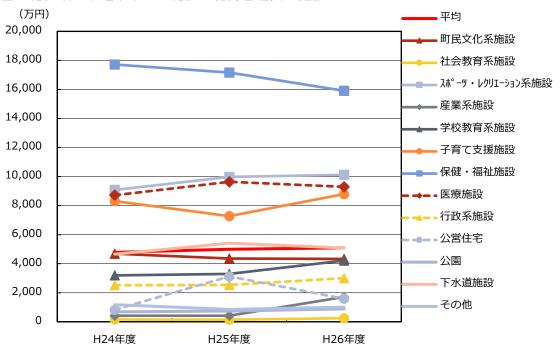


### (3)公共施設等の維持管理費

公共施設棟全体の直近3年間(平成24~26年度)の維持管理費(人件費、燃料・光熱水費、委託料、修繕費等の合計)をみると、増加傾向となっており、平成26年度は約6億6千万円です。

施設類型別の維持管理費の推移をみると、「保健・福祉施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」、「医療施設」、「子育て支援施設」が平均より大きく上回っており、とくに「保健・福祉施設」は全体の約24%を占めています。

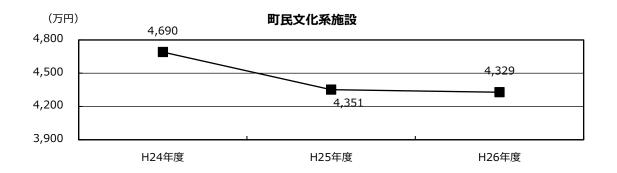
### 図 施設類型別建築系公共施設の維持管理費の推移

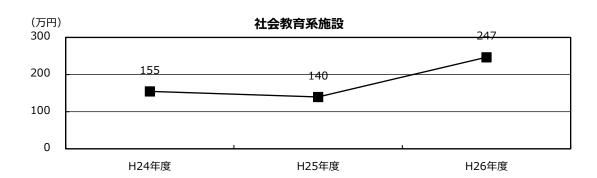


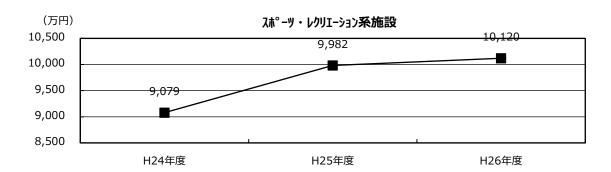
### 表 施設類型別建築系公共施設の維持管理費の推移

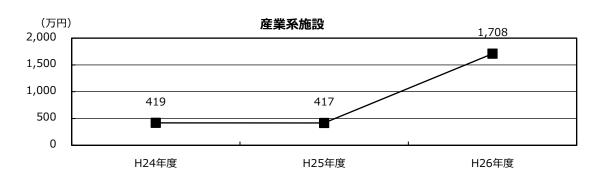
(単位:万円)

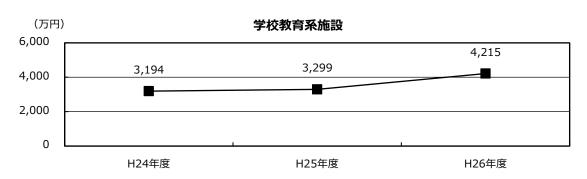
| 大分類              | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 町民文化系施設          | 4,690  | 4,351  | 4,329  |
| 社会教育系施設          | 155    | 140    | 247    |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 9,079  | 9,982  | 10,120 |
| 産業系施設            | 419    | 417    | 1,708  |
| 学校教育系施設          | 3,194  | 3,299  | 4,215  |
| 子育て支援施設          | 8,307  | 7,275  | 8,791  |
| 保健•福祉施設          | 17,718 | 17,163 | 15,910 |
| 医療施設             | 8,716  | 9,639  | 9,294  |
| 行政系施設            | 2,517  | 2,533  | 3,008  |
| 公営住宅             | 821    | 3,124  | 1,589  |
| 公園               | 683    | 741    | 886    |
| 下水道施設            | 4,655  | 5,414  | 5,078  |
| その他              | 1,178  | 851    | 1,001  |
| 合計               | 62,131 | 64,929 | 66,178 |
| 平均               | 4,779  | 4,995  | 5,091  |

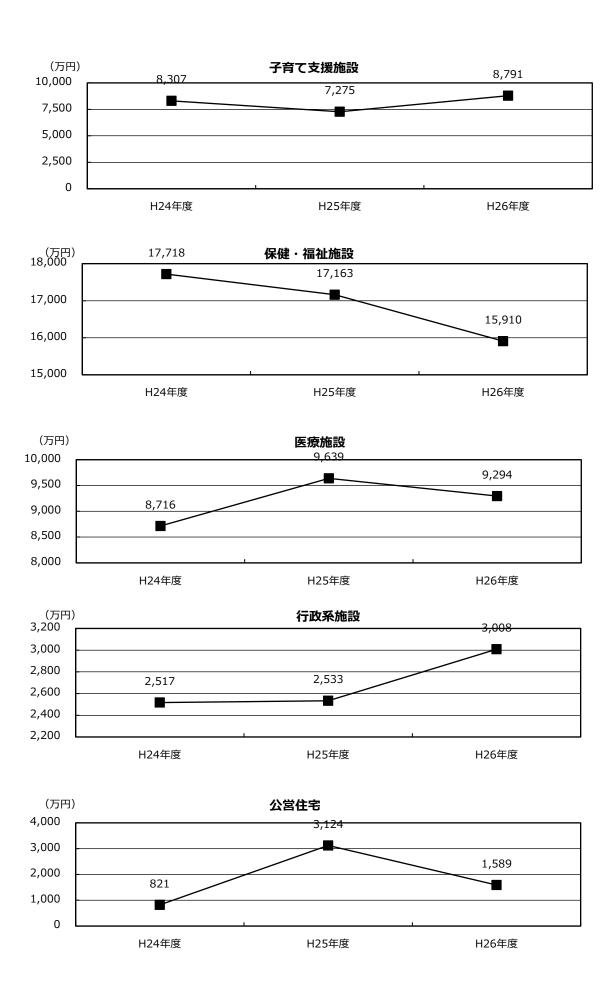


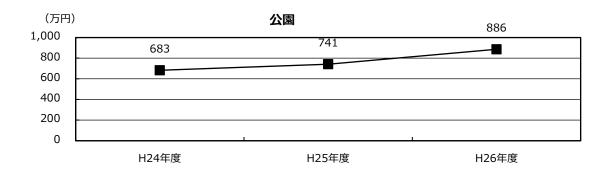


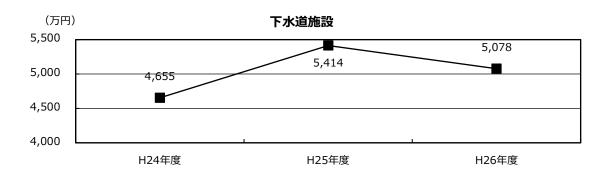


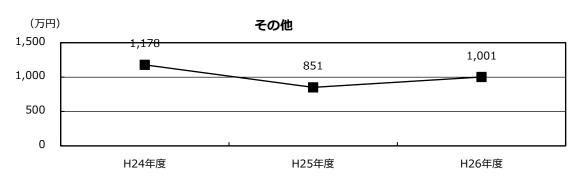










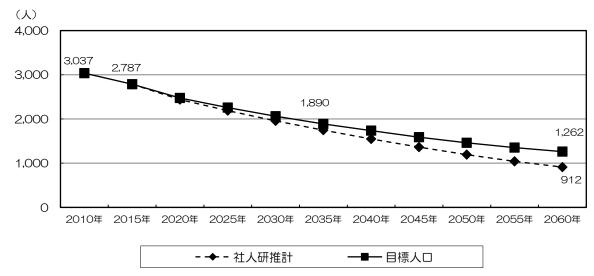


# 3 将来人口の推移

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27 (2015)年以降も減少を続け、平成 72 (2060)年には約 912 人(平成 27 (2015)年人口の 33%)になると予想されます。

利尻富士町人口ビジョンにおける展望人口は、平成 72 (2060) 年で 1,262 人 (平成 27 (2015) 年人口の 45%) と設定しています。

### 図 総人口の推移



(単位:人)

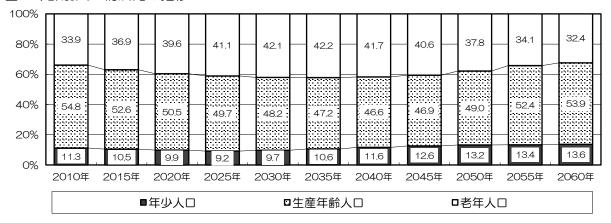
|       | 国勢    | 調査    |       |       |       |       | 推計    |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
| 社人研推計 | 3,037 | 2,787 | 2,439 | 2,188 | 1,958 | 1,748 | 1,550 | 1,362 | 1,192 | 1,042 | 912   |
| 目標人口  | 3,037 | 2,787 | 2,476 | 2,258 | 2,063 | 1,890 | 1,735 | 1,590 | 1,462 | 1,353 | 1,262 |

資料: 利尻富士町人口ビジョン(社人研推計)

人口ビジョンの目標人口における将来年齢別人口の推移をみると、年少人口(14歳以下)割合は平成37(2025)年以降増加し、老年人口(65歳以上)割合は平成47(2035)年以降減少すると想定されています。

平成 72 (2060) 年では年少人口が 172 人(平成 27 (2015) 年人口の 60%)、生産年齢人口(15~64歳)が 680 人(同 48%)、老年人口が 409 人(同 41%)であり、年少人口は維持する一方で、生産年齢人口及び老年人口は減少すると想定されています。

### 図 年齢別人口構成比の推移



(単位:人)

|        | 国勢    | 調査    |       |       |       |       | 推計    |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 2010  | 2015  | 2020  | 2025  | 2030  | 2035  | 2040  | 2045  | 2050  | 2055  | 2060  |
|        | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     | 年     |
| 目標人口   | 3,037 | 2,720 | 2,476 | 2,258 | 2,063 | 1,890 | 1,735 | 1,590 | 1,462 | 1,353 | 1,262 |
| 年少人口   | 342   | 285   | 244   | 207   | 201   | 200   | 202   | 200   | 193   | 181   | 172   |
| 生産年齢人口 | 1,665 | 1,430 | 1,251 | 1,122 | 995   | 893   | 809   | 745   | 717   | 709   | 680   |
| 老年人口   | 1,030 | 1,005 | 981   | 928   | 868   | 797   | 724   | 645   | 553   | 462   | 409   |

# 3章 公共施設等の現状把握

### 1 公共施設等の保有状況

### (1)施設数、延べ床面積

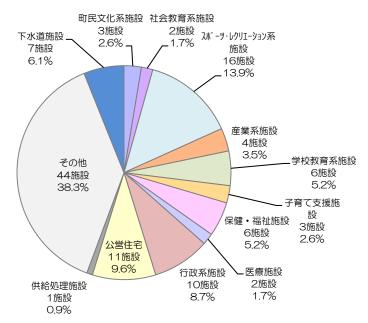
本町が保有する建築系公共施設は、115施設、263棟、74,164㎡です。

用途別施設数では、スポーツ・レクリエーション系施設が 16 施設で最も多く、以下、公営住宅が 11 施設、行政系施設 10 施設です。またその他施設が 44 施設あり、主な内訳は町有住宅、教職員住宅などとなっています。

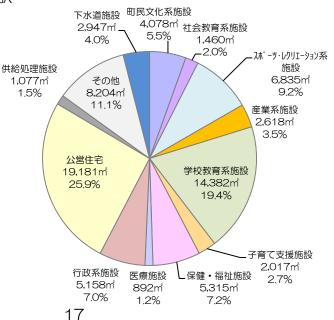
用途別延床面積では、公営住宅が19,181 ㎡(25.9%)で最も大きく、以下、学校教育系施設が14,382 ㎡(19.4%)、スポーツ・レクリエーション系施設が3,835 ㎡(9.2%)であり、この3分類で建築系公共施設延べ床面積全体の約5割を占めています。

道路、橋りょう等のインフラ系公共施設は、町道が約91km、橋りょうが約67m、上水道が約65km、下水道が約30kmです。

# 図 建築系公共施設の施設数の内訳



### 図 建築系公共施設の建物面積の内訳



# 表 建築系公共施設

| 施設分類        | 主な用途            | 施設数 | 小計<br>(施<br>設) | 棟数 | 小計<br>(棟<br>) | 延べ床<br>面積<br>(㎡) | 小計<br>(㎡)         | 面積割合   |
|-------------|-----------------|-----|----------------|----|---------------|------------------|-------------------|--------|
| 町民文化系施設     | 集会施設            | ფ   | Ω              | 9  | 9             | 4,078            | 4,078             | 5.5%   |
| 社会教育系施設     | 博物館等            | 2   | 2              | 3  | 3             | 1,460            | 1,460             | 2.0%   |
| スホ゜ーツ・      | スポーツ施設          | 9   |                | 12 |               | 4,103            |                   | 5.5%   |
| レクリエーション系施設 | レクリエーション施設・観光施設 | 5   | 16             | 24 | 38            | 1,568            | 6,835             | 2.1%   |
|             | 保養施設            | 2   |                | 2  |               | 1,164            |                   | 1.6%   |
| 産業系施設       | 産業系施設           | 4   | 4              | 4  | 4             | 2,618            | 2,618             | 3.5%   |
| 学校教育系施設     | 学校              | 6   | 6              | 20 | 20            | 14,382           | 14,382            | 19.4%  |
| 子育て支援施設     | 幼保・こども園         | 3   | 3              | 5  | 5             | 2,017            | 2,017             | 2.7%   |
| 保健•福祉施設     | 高齢福祉施設          | 5   | 6              | 6  | 7             | 4,717            | 5015              | 6.4%   |
|             | 保険施設            | 1   | 0              | 1  | 1             | 598              | 5,315             | 0.8%   |
| 医療施設        | 医療施設            | 2   | 2              | 5  | 5             | 892              | 892               | 1.2%   |
| 行政系施設       | 庁舎等             | 1   | 10             | 1  | 10            | 4,072            | 5,158             | 5.5%   |
|             | その他行政系施設        | 9   | 10             | 9  | 10            | 1,086            | 5, 150            | 1.5%   |
| 公営住宅        | 公営住宅            | 11  | 11             | 65 | 65            | 19,181           | 19,181            | 25.9%  |
| 供給処理施設      | 供給処理施設          | 1   | 1              | 1  | 1             | 1,077            | 1,077             | 1.5%   |
| その他         | その他             | 44  | 44             | 89 | 89            | 8,204            | 8,204             | 11.1%  |
| 下水道施設       | 下水道施設           | 7   | 7              | 7  | 7             | 2,947            | 2,947             | 4.0%   |
|             | 合計              | 115 | 施設             | 26 | 3 棟           | 74,10            | 64 m <sup>‡</sup> | 100.0% |

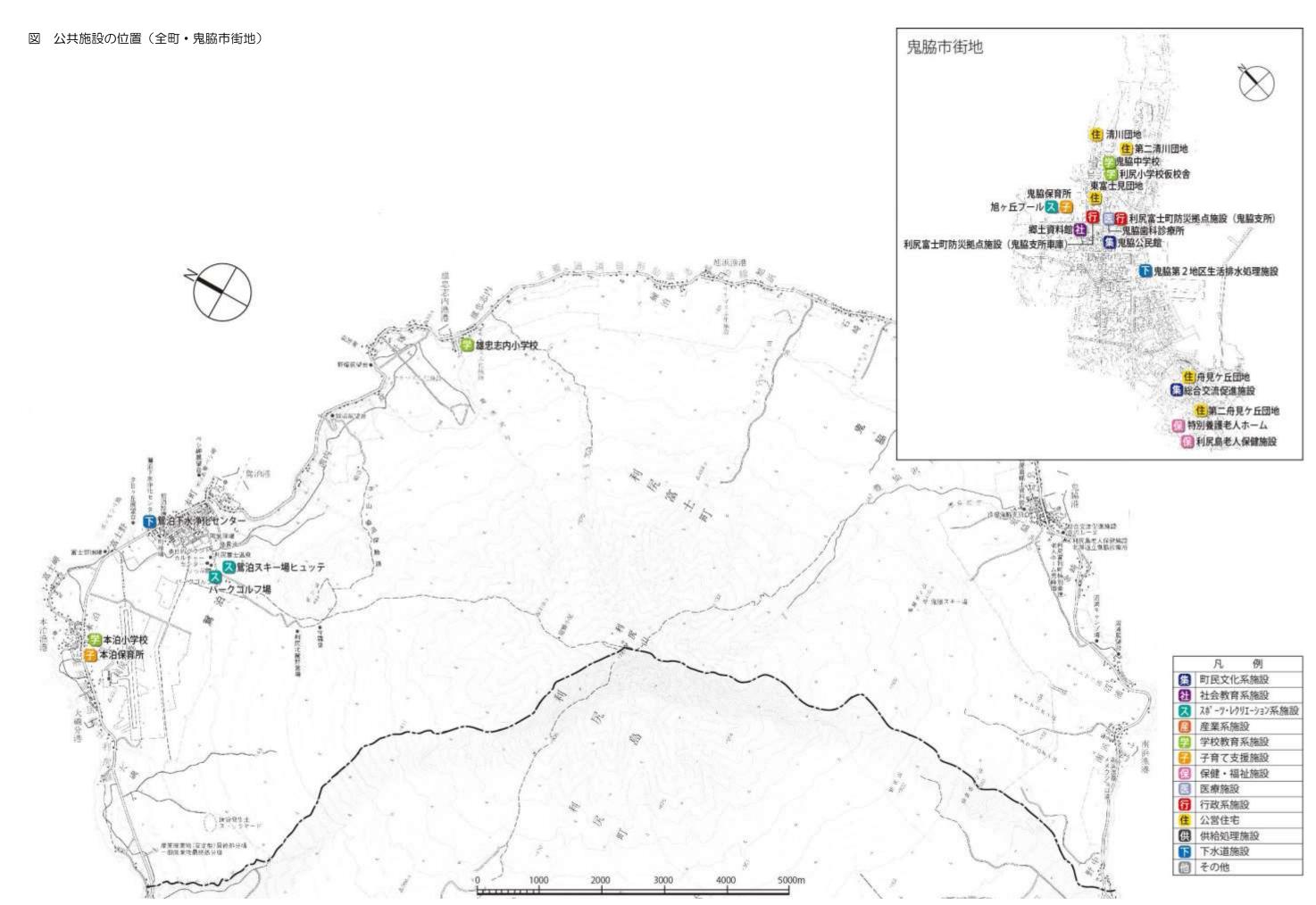
# 表 インフラ系公共施設

| 分類   |       | 内訳                                  |
|------|-------|-------------------------------------|
| 道路   | 実延長合計 | 91,360.05m、道路面積合計(道路部) 707,397.53 m |
| 橋りょう | 実延長合計 | 67. 07m、橋りょう面積合計(道路部) 353.1 ㎡       |
| 上水道  | 実延長合計 | 65,459m                             |
| 下水道  | 実延長合計 | 29,957m                             |

# (2)建築系公共施設の立地状況

建築系公共施設の立地状況は次頁のとおりです。

# 図 公共施設の位置(鴛泊市街地) 1 生活排水浄化施設1 7 防災物品格納庫 7 利尻富士町役場庁舎 診療所 利尻富士町総合保険福祉センタ (量)総合交流促進施設リぶら/ 住)見晴が丘団地 住。富士見団地 生活排水浄化施設2 住第二見晴ケ丘団地 真角座 又剣道場 **台灣泊小学校** 2000 フェリーターミナル (海の駅おしどまり) 利尻島灯油備蓄施設 下 港町地区生活排水処理施設 凡 町民文化系施設 社 社会教育系施設 スポーツ・レクリエーション系施設 又利民富士温泉保養施設 産業系施設 **学校教育系施設** 子育て支援施設 保健・福祉施設 ₩ カルチャーセンター・りっぷ館 医療施設 行 行政系施設 ▼メニティーバーク 住 公営住宅 供給処理施設 下水道施設 個 その他

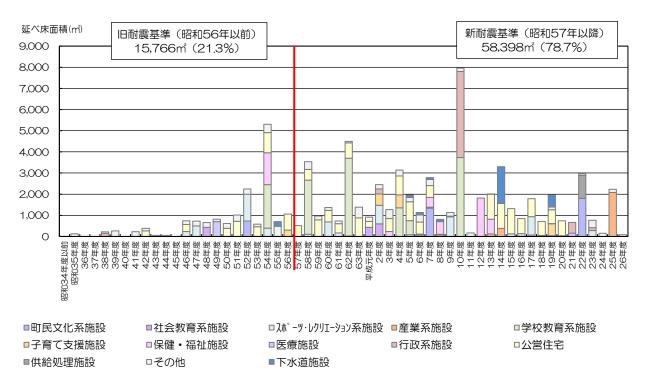


### (3) 建築系公共施設の築年別状況

建築系公共施設の築年度別状況をみると、年度ごとに建築されている面積にバラツキがみられ、とくに昭和54年度と平成10年度に多く建築されています。

また、昭和57年以降(グラフの赤縦線より右側)に建築された新耐震基準による施設が全体の8割近くを占めています。

### 図 建築系公共施設の築年度別延床面積



### (4) インフラ系公共施設の整備年別状況

### ①橋りょう

町内の橋りょうは、8箇所に整備されており、延長は67.07m、総面積は353.1㎡です。整備年度別にみると、昭和25(1950)年度以前から平成29(2017)年度にかけて断続的に整備されています。

### 図 橋りょうの建設年度別面積

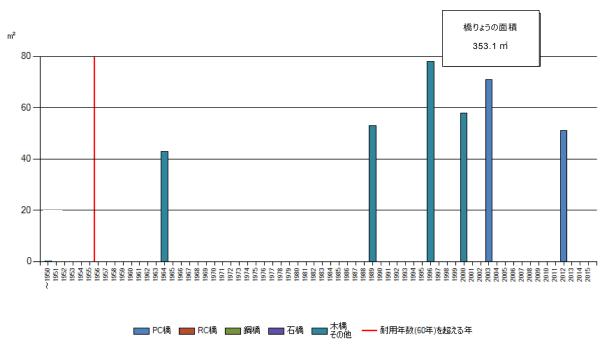


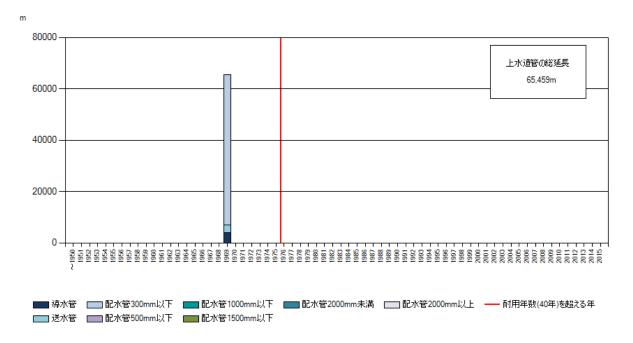
表 橋りょうの整備状況

|    | 橋りょう         | 延長(箇所) | 構造別橋りょ | う面積(㎡) |  |
|----|--------------|--------|--------|--------|--|
|    | 15m 未満 15m以上 |        | PC 橋   | その他    |  |
|    | 7            | 1      | 121.2  | 231.9  |  |
| 合計 | 8 (67        | . 07m) | 35     | 3. 1   |  |

### ②上水道

上水道管の総延長は 65,459mです。昭和 44 (1969) 年度に整備されています。上水管の内訳は、導水管が 4,113m、送水管が 2,792m、配水管が 58,554mとなっています。現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管は 65,459m (総延長の 100%)です。

### 図 上水道管の敷設年度別延長



### 表 上水道管径別延長

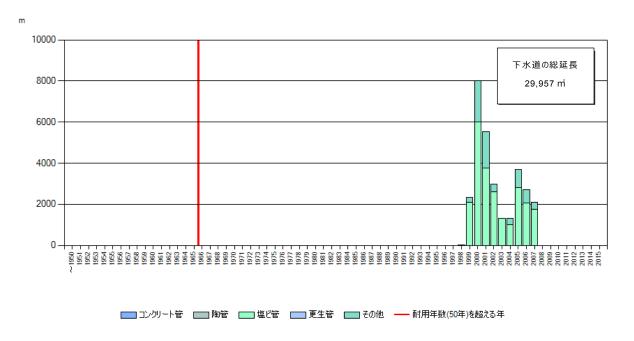
| 種別  | 管径      | 延長(m) | 種別  | 管径      | 延長(m)  |
|-----|---------|-------|-----|---------|--------|
| 導水管 | 300 ㎜未満 | 4,113 | 配水管 | 50 ㎜以下  | 36,227 |
| 小計  |         | 4,113 |     | 75 ㎜以下  | 2,716  |
| 送水管 | 300 ㎜未満 | 2,792 |     | 100㎜以下  | 0      |
| 小計  |         | 2,792 |     | 125 ㎜以下 | 246    |
|     |         |       |     | 150㎜以下  | 15,451 |
|     |         |       | 小 計 |         | 58,554 |
| 合 計 |         |       |     |         | 65,459 |

### ③下水道

下水道管の総延長は 29,957mです。平成 11 (1999) 年度から 19 (2007) 年度に整備されています。管種は塩ビ管が 78.2%、その他が 21.8%です。

現時点で耐用年数50年を経過している下水道管はありません。

### 図 下水道管の敷設年別延長



# 表 下水道管種別延長

|       | 塩ビ管    | その他   | 計      |
|-------|--------|-------|--------|
| 管種別延長 | 23,440 | 6,517 | 29,957 |
| (m)   | 78.2%  | 21.8% | 100.0% |

### 2 建築系公共施設の劣化状況

### (1)目視調査による公共施設の劣化度判定

公共施設のうち、建築系施設が建築物として現在どのような状態にあるのかを把握することを目的として、一定の手法に基づく調査を行います。これにより施設の劣化度を判定します。 判定結果は、

- ・ 劣化による支障等に対して、修繕措置(大規模修繕又は部分修繕)の必要性や優先順位を 明らかにするための基礎資料
- ・利用度と合わせた分析のためのデータとして用いられます。

### (2) 調査の目的

既存建築物の劣化による支障が生じた部位等に対して、その修繕措置(大規模修繕又は部分修繕)の判定を統一的・効率的に行うことにより、修繕の適正な実施に資することを目的とします。

### (3) 調査の方法

### ①目視調査の内容

目視で老朽度を判定できる基準である「建築物修繕措置判定手法(財)建築保全センター」に準拠し、目視調査を実施しました。

調査面の選定は劣化が最も多く認められた 1 面で行い、構造的な欠陥の有無の確認、外壁評価、塗装評価、シーリング評価を行いました。

### ②調査日時

平成 28 年 11 月 15 日 (火)

### ③調査時間

調査所要時間: 1 施設 1~2 時間程度。

### ④調査対象施設

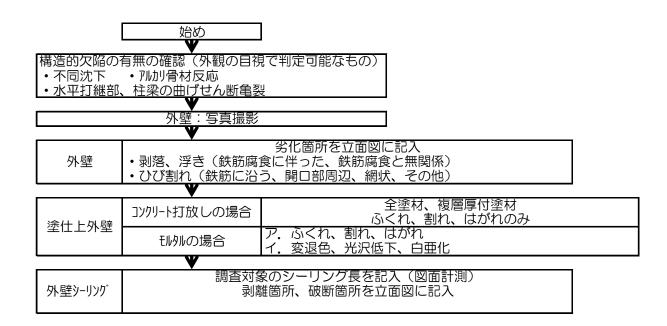
調査対象は、築30年を超える(1985年(S60)以前)RC,SRC,S造の建物としました。 ただし、ただし、機械室、車庫、渡廊下、用務員室を除く建物とします。

対象施設は、全 12 棟となっており、「町民文化系施設」2 棟、「スポーツ・レクリエーション系施設」4 棟、「学校教育系施設」5 棟、「医療施設」1 棟、「下水道施設」1 棟となっています。

### 表 施設区分別施設数

| 大分類              | 棟数 |
|------------------|----|
| 町民文化系施設          | 1  |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 4  |
| 学校教育系施設          | 5  |
| 医療施設             | 1  |
| 下水道施設            | 1  |
| 総計               | 12 |

# ⑤現地調査手順



### ⑥評価方法

## a. 構造的な欠陥の有無の確認

目視により、不同沈下、アルカリ骨材反応、水平打継部や柱梁の曲げせん断亀裂等の構造的な欠陥の有無を確認します。

### b. 外壁評価

外壁の仕上げ別に2次判定シートにより、劣化度を判定します。

### 【コンクリート打放し外壁】

コンクリート打放し外壁の 2 次判定シートから、剥落、浮き、ひび割れ及び補修歴により判定する。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

- I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。
- Ⅱ. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。
- ○717が割わ

対象とする亀裂は O.2mm 以上とし、鉄筋腐食に伴う浮きで拾った箇所は、ひび割れで拾わないなど 劣化箇所を重複しないようにする。

- Ⅲ. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ1m に換算した時の 100 ㎡あたりの本数で示す。
- Ⅳ. 開口部周辺のひび割れ…開口部 10 箇所あたりのひび割れ長さを合計し、長さ1m に換算した時の本数で示す。
- V. 網状のひび割れ…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。
- Ⅵ. その他のひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ1 m に換算した時の 100 ㎡あたりの本数で示す。 ○補修歴
- ▼1. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れに係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

### 【モルタル塗仕上、タイル張仕上げ外壁】

モルタル塗仕上げ外壁の2次判定シートから、剥落、はらみ、ひび割れ、浮き箇所の最大値、表面劣化、 補修歴により判定する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

- I. 剥落…調査範囲は壁面全体とし、剥落面積若しくは剥落面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を1㎡グリッド(1㎡角のマス目)に分け、1グリッド内に1箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド1とし、1壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。
- II. はらみ…調査範囲は壁全体とし、剥落と同様にはらみ面積若しくははらみ面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を1㎡グリッド(1㎡角のマス目)に分け、1グリッド内に1箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド1とし、1壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。
- Ⅲ. 浮き…はらみ、浮きの最大値を見付け面積とその割合で評価する。

○ひび割れ

- Ⅳ. ひび割れ…目視により集中したひび割れが1壁面にどのくらい存在するのかで評価する。
- 〇表面劣化
- V. 表面劣化…指触や釘ドライバー等によりモルタル表面のもろさ・風化状態を評価する。

○補修歴

VI. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れ、表面劣化に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

### 【板状の仕上げ外壁】

板状の仕上げ材による仕上げの確認すべき事象から、割れ、欠損、はがれについて記録する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○部材の劣化

木造部材(柱、梁等)の劣化状態と劣化の程度を記入して発生面積率で評価する。

〇仕上げ材の割れ

目視により割れが1壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

〇仕上げ材の欠損

板状の仕上げ材の一部が欠け損じ、その深さが 20mm 以上であるか又は下地材が露出している状態が 認められる場合、欠損面積若しくは欠損面積率で評価する。

〇仕上げ材のはがれ

板状の仕上げ材がめくれ、又ははがれ落ちて下地材が露出している状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

〇仕上げ材(金属である物に限る)の腐食

金属である板状の仕上げ材に錆が認められ、欠損(穴あき)に至るおそれのある状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

### 【ブロック表し外壁】

ブロック表し外壁 2 次判定シートから、コンクリート部材及びブロック壁面の剥落・浮き、ひび割れにより判定する。調査面は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

- I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。
- Ⅱ. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

- Ⅲ. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計した長さ 1mに換算した時の 100 ㎡あたりの本数で示す。
- N. コンクリート部材のひび割れ…臥梁、基礎梁、柱、梁で該当する部位ごとに点数をつけ、その平均を評価する。
- V. ブロック壁体のひび割れ…外壁 4 面のうち該当する面ごとに点数をつけ、その平均で評価する。

○補修歴

Ⅵ. 補修回数…剥落、浮き、ひび割れ等に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

### c. 塗装評価

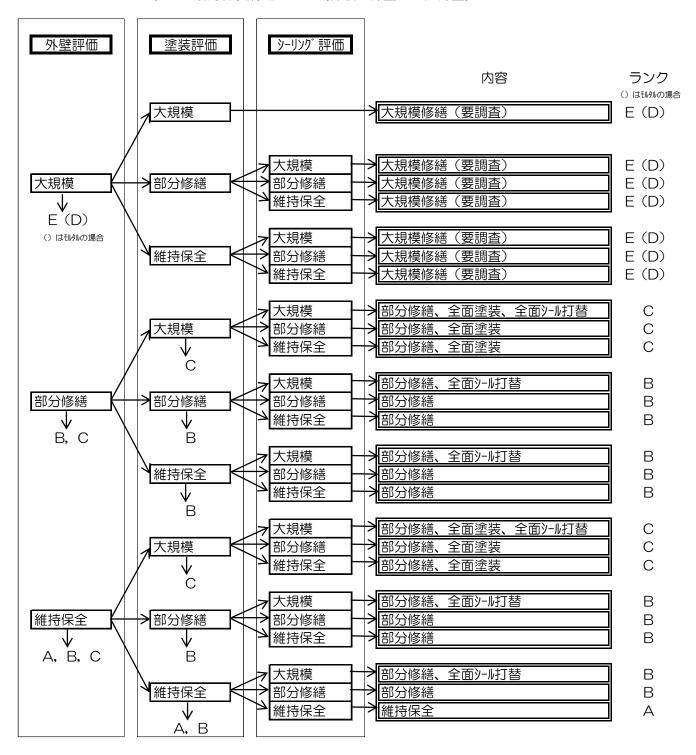
塗仕上げ外壁の2次判定シートから、劣化デグリー、劣化面積率及び分布率により判定します。

### d. シーリング評価

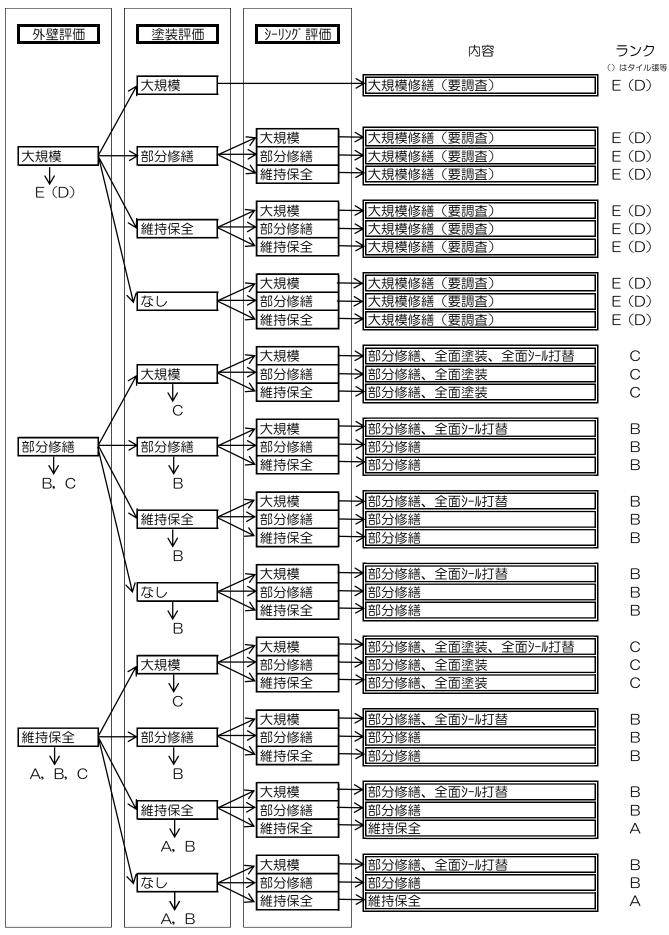
外壁シーリングの 2 次判定シートから、破断長及び剥離長をスケール等で実測し、調査した シーリング長と劣化しているシーリング長の割合の平均で評価します。

### e. 判定フロー

### 仕上げ別劣化度判定フロー(打放し外壁・Fll/外外壁)



### 仕上げ別劣化度判定フロー(CB表し外壁・無塗装外壁)



### ⑦調査結果の分類

現地調査の結果は、外壁の種類に応じた劣化度判定フローに示すとおり、劣化の程度毎に4 段階に分類し整理を行いました。

修繕の必要性が最も低いものから順に「A」 $\sim$ 「C」、大規模修繕が必要なものを「E(D)」とします。

| ランク「A」    | 補修の必要がない                               |
|-----------|--|
| ランク「B」    | 外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要              |
| ランク「C」    | 塗装が劣化、全面塗装が必要                          |
| ランク「E(D)」 | 外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要                    |
|           | (モルタル、タイル、板状の仕上げ外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない) |

### (4) 劣化状況調査結果

### ①施設全体の劣化状況

調査対象 14 棟のうち、大規模修繕が必要な「E(D)ランク」は 4 棟(33.3%)、全面塗装が必要とされる「C ランク」は 3 棟(25.0%)、各部の部分補修が必要とされる「B ランク」はもっとも多く 5 棟(41.7%)、当面修繕の必要性がない「A ランク」はありません。

今回の調査では、すべての建物が修繕の必要性がある「E(D)」から「B」ランクとなっています。

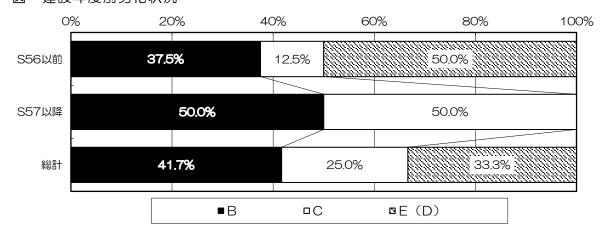
### 表 劣化度ランク別施設数

| ランク   | 棟数 | 構成比    | 修繕の必要性   |  |  |
|-------|----|--------|--|--|--|
| Α     | 0  | 0.0%   | 補修の必要がない   |  |  |
| В     | 5  | 41.7%  | 外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要                          |  |  |
| С     | 3  | 25.0%  | 塗装が劣化、全面塗装が必要                                      |  |  |
| E (D) | 4  | 33.3%  | 外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要(モルタル外壁等のため構造体の劣<br>化状況が確認できない) |  |  |
| 合計    | 12 | 100.0% |  |  |  |

### ②建設年度別劣化状況

建設年度別の劣化状況の割合をみると、昭和 56 年以前に建設された施設 8 棟となっており、そのうち大規模修繕の必要性がある「E(D)」ランクは 4 棟(50.0%)となっています。また、昭和 57 年以降に建設された施設の 4 棟のなかには「E(D)」ランクの建物はありません。

# 図 建設年度別劣化状況



# 表 建設年度別劣化状況

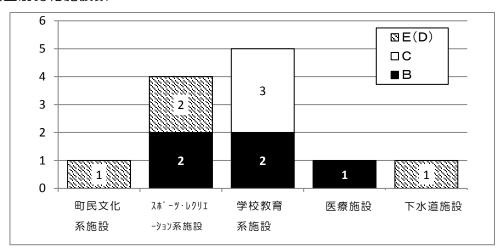
|          | В     | С     | E (D) | 総計     |  |  |
|----------|-------|-------|-------|--------|--|--|
| S56 以前   | 3     | 1     | 4     | 8      |  |  |
| 200 以削   | 37.5% | 12.5% | 50.0% | 100.0% |  |  |
| 057 1118 | 2     | 2     | О     | 4      |  |  |
| S57 以降   | 50.0% | 50.0% | 0.0%  | 100.0% |  |  |
| 総計       | 5     | 3     | 4     | 12     |  |  |
|          | 41.7% | 25.0% | 33.3% | 100.0% |  |  |

#### ③施設類型別劣化状況

施設類型別劣化状況をみると、「E(D)」ランクはスポーツ・レクリエーション系施設が2棟、町民文化系施設と下水道施設がそれぞれ1棟ずつとなっています。

次に全面塗装が必要とされる「C」ランクの施設は学校教育系施設に3棟となっており、部分補修が必要とされる「B」ランクの施設は、調査対象施設の中でもっとも多く5棟(41.7%)を占めています。

#### 図 施設類型別劣化施設数



#### 図 施設類型別劣化状況

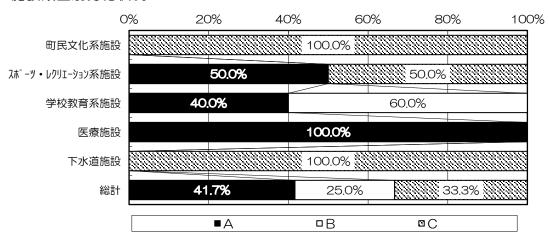


表 劣化度ランク別施設区分

| 劣化度ランク | 町民文化系<br>施設 | スポーツ・レクリエーシ<br>ョン系施設 | 学校教育系<br>施設 | 医療施設  | 下水道施設 | 総計     |
|--------|-------------|----------------------|-------------|-------|-------|--------|
| ^      | 0           | 2                    | 2           | 1     | 0     | 5      |
| A      | 0.0%        | 40.0%                | 40.0%       | 20.0% | 0.0%  | 100.0% |
| В      | 0           | 0                    | 3           | 0     | 0     | 3      |
| Ь      | 0.0%        | 0.0%                 | 100.0%      | 0.0%  | 0.0%  | 100.0% |
| С      | 1           | 2                    | 0           | 0     | 1     | 4      |
| C      | 25.0%       | 50.0%                | 0.0%        | 0.0%  | 25.0% | 100.0% |
| 総計     | 1           | 4                    | 5           | 1     | 1     | 12     |
| 1 ○ 小小 | 8.3%        | 33.3%                | 41.7%       | 8.3%  | 8.3%  | 100.0% |

#### ④調査結果の概要

調査対象施設全体で大規模修繕の必要性がある「E(D)」ランクの施設は 4 棟(33.3%)となっており、施設類型は「町民文化系施設」と「下水道施設」が 1 棟ずつ、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 2 棟となっています。建設年度をみると、新耐震基準前の昭和 56 年以前に建設された施設は 8 棟となっており、大規模修繕の必要性がある「E(D)」ランクの 4 棟すべてが昭和 56 年以前の建設となっています。

また、全面塗装が必要な「C」ランクの施設は3棟(25.0%)となっており、昭和58年とに建設された鬼脇中学校の校舎と体育館及び昭和54年建設の雄忠志内小学校の体育館となっています。

外壁、塗装、シーリング部の部分修繕が必要とされる「B」ランクの施設は 5 棟(41.7%)ともっとも多くなっています。施設類型別の棟数をみると、「学校教育系施設」と「スポーツ・レクリエーション系施設」が 2 棟ずつとなっています。

#### 表 建設年度別劣化状況施設の概要

| 建設年度 | ID | В               | С                | E (D)     |
|------|----|-----------------|------------------|-----------|
| S47  | 4  | 地域青少年センター       |                  |           |
| S49  | 8  | 診療所             |                  |           |
| S52  | 6  |                 |                  | 総合体育館     |
|      | 9  |                 |                  | 鬼脇公民館     |
| S54  | 2  | 雄忠志内小学校 校舎・幼稚園舎 |                  |           |
|      | 3  |                 | 雄忠志内小学校 体育館      |           |
|      | 7  |                 |                  | 武道館1      |
| S55  | 5  |                 |                  | 生活排水浄化施設1 |
| S58  | 10 | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎1  |                  |           |
|      | 11 |                 | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎2,3 |           |
|      | 12 |                 | 鬼脇中学校 体育館        |           |
| S60  | 1  | 剣道場             |                  |           |

#### 表施設類型別劣化状況施設の概要

| 大分類         | ID | В                   | С                    | E (D)         |
|-------------|----|---------------------|----------------------|---------------|
| 町民文化系施設     | 9  |                     |                      | 鬼脇公民館         |
| スホ°-ツ•      | 1  | 剣道場                 |                      |               |
| レクリエーション系施設 | 4  | 地域青少年センター           |                      |               |
|             | 6  |                     |                      | 総合体育館         |
|             | 7  |                     |                      | 武道館1          |
| 学校教育系施設     | 2  | 雄忠志内小学校 校舎・幼稚園<br>舎 |                      |               |
|             | 3  |                     | 雄忠志内小学校 体育館          |               |
|             | 10 | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎1      |                      |               |
|             | 11 |                     | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎<br>2,3 |               |
|             | 12 |                     | 鬼脇中学校 体育館            |               |
| 医療施設        | 8  | 診療所                 |                      |               |
| 下水道施設       | 5  |                     |                      | 生活排水浄化施設<br>1 |

# 表 劣化度判定結果一覧

| 施設植 | 既要                   |    |      |            |               |                  |                  | 判定  |       |       |                    |         |          |
|-----|----------------------|----|------|------------|---------------|------------------|------------------|-----|-------|-------|--------------------|---------|----------|
|     |                      |    |      |            |               | <b>ナ</b> た       |                  | 外壁  |       | 塗装    | 外壁》-               | 外壁シーリング |          |
| ID  |                      |    | 建設年度 | 調査日        | 主な<br>外壁仕様    | 主な<br>塗仕上<br>げ仕様 | 構造的<br>欠陥の<br>有無 | 評価  | 判定    | 判定    | 劣化<br>率<br>(%<br>) | 判定      | ランク      |
|     |                      | S  | 1985 | 11月16<br>日 | サイテ゛ィング゛      | 全塗材              | なし               | 28  | 部分修繕  | 維持保全  | 0%                 | 維持保全    | В        |
| 2   | 雄忠志内小学校 校舎・幼稚<br>園舎  | RC | 1979 | 11月16<br>日 | 板金            | 全塗材              | なし               | 26  | 部分修繕  | 部分修繕  | 79%                | 大規模修繕   | В        |
| 3   | 雄忠志内小学校 体育館          | RC | 1979 | 11月16<br>日 | 板金            | 全塗材              | なし               | 21  | 維持保全  | 大規模修繕 | 0%                 | 維持保全    | С        |
| 4   | 地域青少年センター            | RC | 1972 | 11月16<br>日 | モルタル          | 全塗材              | なし               | 15  | 維持保全  | 部分修繕  | 56%                | 大規模修繕   | В        |
| 5   | 生活排水浄化施設 1           | RC | 1980 | 11月16<br>日 | コンクリート        | 全塗材              | なし               | 116 | 大規模修繕 | 大規模修繕 | 50%                | 大規模修繕   | (D)      |
| 6   | 総合体育館                | RC | 1977 | 11月16<br>日 | モルタル          | 全塗材              | なし               | 47  | 大規模修繕 | 大規模修繕 | 0%                 | 維持保全    | E<br>(D) |
| 7   | 武道館1                 | RC | 1979 | 11月16<br>日 | CB の上モル<br>タル | 全塗材              | なし               | 41  | 大規模修繕 | 大規模修繕 | 13%                | 部分修繕    | E<br>(D) |
| 8   | 診療所                  | S  | 1974 | 11月16<br>日 | ALC           | 全塗材              | なし               | 22  | 維持保全  | 部分修繕  | 0%                 | 維持保全    | В        |
|     |                      | RC | 1977 | 11月16<br>日 | モルタル          | 全塗材              | なし               | 54  | 大規模修繕 | 部分修繕  | 100<br>%           | 大規模修繕   | E (D)    |
| 10  | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎<br>1   | RC | 1983 | 11月16<br>日 | コンクリート        | 全塗材              | なし               | 25  | 部分修繕  | 維持保全  | 0.0<br>%           | 維持保全    | В        |
| 11  | 鬼脇中学校 校舎・幼稚園舎<br>2,3 | RC | 1983 | 11月16<br>日 | セメント板         | 全塗材              | なし               | 27  | 部分修繕  | 大規模修繕 | 0%                 | 維持保全    | С        |
| 12  | 鬼脇中学校 体育館            | RC | 1983 | 11月16日     | モルタル          | 全塗材              | なし               | 15  | 維持保全  | 大規模修繕 | 100<br>%           | 大規模修繕   | С        |

| ランク   | 棟数 | 構成比    | 修繕の必要性   |
|-------|----|--------|--|
| Α     | 0  | 0.0%   | 補修の必要がない   |
| В     | 5  | 41.7%  | 外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要                          |
| С     | Ω  | 25.0%  | 塗装が劣化、全面塗装が必要                                      |
| E (D) | 4  | 33.3%  | 外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要(モルタル外壁等のため構造体の劣化<br>状況が確認できない) |
| 合計    | 12 | 100.0% |  |

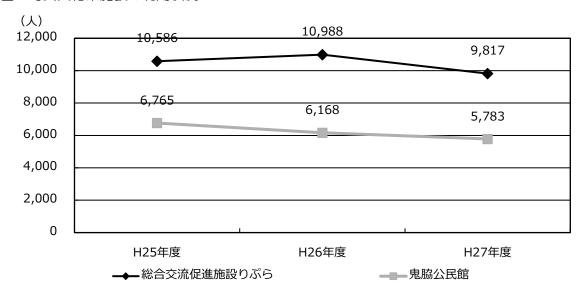
### 3 建築系公共施設の利用状況

#### (1)施設類型別利用状況

### ①町民文化系施設

町民文化系施設のうち、「総合交流促進施設りぶら」は減少に転じており、9,800 人程度、「鬼脇公民館」は減少傾向であり、5,700 人程度です。

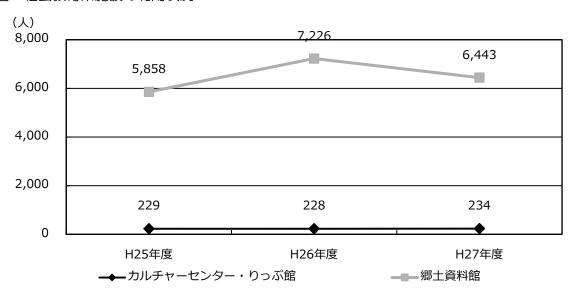
#### 図 町民文化系施設の利用状況



#### ②社会教育系施設

社会教育系施設のうち、「カルチャーセンター・りっぷ館」は230人程度で推移しており、「郷土資料館」は平成27年度に減少に転じており、6,400人程度です。

#### 図 社会教育系施設の利用状況

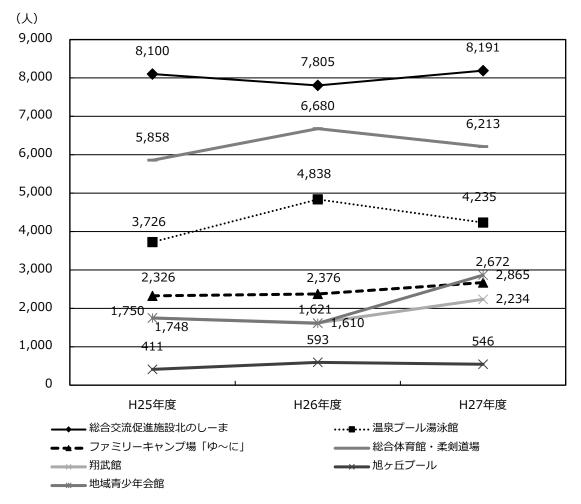


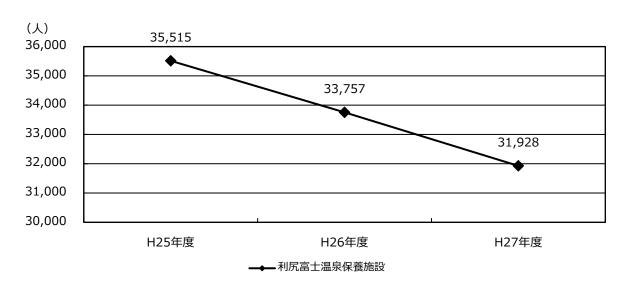
### ③スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ系施設のうち、「総合交流促進施設北のしーま」は8,000 人程度、「総合体育館・ 柔剣道場」は6,000 人程度、「温水プール湯泳館」は4,000 人程度であり、これらの施設 は比較的利用人数が多くなっています。

利尻富士温泉保養施設は 32,000 人程度と利用人数が多くなっていますが、近年では減少傾向となっており、平成 25 年度より約 10%の減少となっています。

### 図 スポーツ・レクリエーション系施設の利用状況

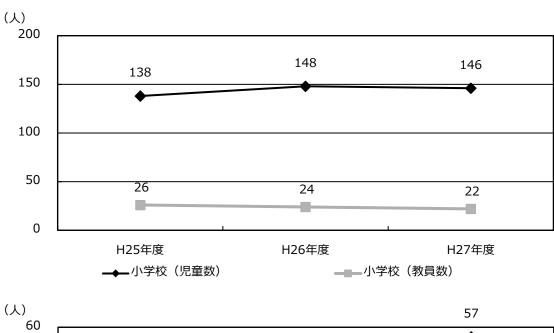


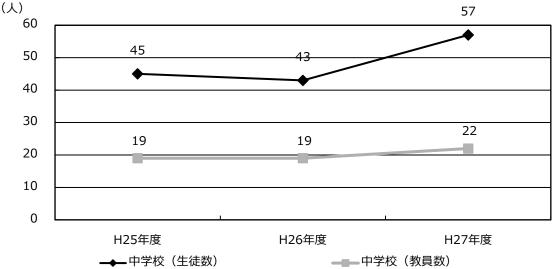


### ④学校教育系施設

学校教育系施設の状況をみると、小学校は児童数・教員数ともにほぼ横ばいで推移しており、 中学校は平成 26 年度から生徒数が 14 人増加しています。

# 図 学校教育系施設の利用状況





### (2)利用状況のまとめ

以上の14施設のうち、3年間の利用状況は増加が9施設、減少が7施設となっています。 施設分類別にみると、「社会教育系施設」は増加と減少が1施設すつ、「スポーツ・レクリエーション系施設」と「学校教育系施設」は増加している施設が多く、「町民文化系施設」は 減少のみとなっています。

### 表 建築系公共施設の年度別利用状況

| 施設分類        | 施設名                 | H25年度  | H26年度  | H27年度  | 単位          | 3年間<br>の傾向 |
|-------------|---------------------|--------|--------|--------|-------------|------------|
| 町民文化系施設     | 総合交流促進施設り<br>ぷら     | 10,586 | 10,988 | 9,817  | 利用人数        |            |
|             | 鬼脇公民館               | 6,765  | 6,168  | 5,783  | 利用者数(1~12月) | /          |
| 社会教育系施設     | カルチャーセン<br>ター・りっぷ館  | 229    | 228    | 234    | 利用者数        | <b>/</b>   |
|             | 郷土資料館               | 5,858  | 7,226  | 6,443  | 利用者数(1~12月) | \          |
| スホ°-ツ・      | 総合交流促進施設北<br>のしーま   | 8,100  | 7,805  | 8,191  | 入館者         |            |
| レクリエーション系施設 | 温泉プール湯泳館            | 3,726  | 4,838  | 4,235  | 利用者数        | \          |
|             | ファミリーキャンプ<br>場「ゆ〜に」 | 2,326  | 2,376  | 2,672  | 入場者数        | _/         |
|             | 利尻富士温泉保養施設          | 35,515 | 33,757 | 31,928 | 利用者数        | /          |
|             | 総合体育館・柔剣道<br>場      | 5,858  | 6,680  | 6,213  | 利用者数(1~12月) | \          |
|             | 翔武館                 | 1,750  | 1,621  | 2,234  | 利用者数(1~12月) | /          |
|             | 旭ヶ丘プール              | 411    | 593    | 546    | 利用者数(1~12月) | \          |
|             | 地域青少年会館             | 1,748  | 1,610  | 2,865  | 利用者数(1~12月) | _/         |
| 学校教育系施設     | 小学校                 | 138    | 148    | 146    | 児童数         | _          |
|             |                     | 26     | 24     | 22     | 教員数         | /          |
|             | 中学校                 | 45     | 43     | 57     | 生徒数         | /          |
|             |                     | 19     | 19     | 22     | 教員数         | _/         |

増加:ここでは増加傾向、増加して横ばい、減少後増加しているものは「増加」としています。 減少:ここでは減少傾向、減少して横ばい、増加後減少しているものは「減少」としています。

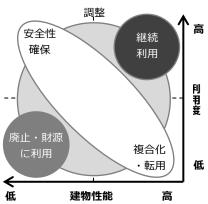
# 4 利用状況・劣化度・維持管理費からみたまとめ

利用状況が減少傾向で劣化しているのは、「町民文化系施設」と「スポーツ・レクリエーション系施設」にあり、「スポーツ・レクリエーション系施設」に関しては維持管理費が増加傾向となっています。

学校教育系施設については、利用状況が増加傾向となっていますが、劣化してきている状況で、維持管理費は増加傾向となっています。

これら施設ごとの利用状況や劣化度、維持管理費の状況 を踏まえ、改修、建替え、廃止など適切な対応が求められ ます。

# 図 施設評価のイメージ



#### 表 建築系公共施設の利用状況・劣化度・維持管理費

| 施設分類        | 施設名                 | 3年間の<br>利用状況<br>の傾向 | 劣化度                        | 3年間の<br>維持管理費<br>の傾向 |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------------------|----------------------|
| 町民文化系施設     | 総合交流促進施設り<br>ぷら     |                     |                            |                      |
|             | 鬼脇公民館               |                     | E (D)                      |                      |
| 社会教育系施設     | カルチャーセン<br>ター・りっぷ館  | _/                  | _                          | /                    |
|             | 郷土資料館               |                     | _                          |                      |
| スホ°-ツ・      | 総合交流促進施設北<br>のしーま   | \/                  | _                          |                      |
| レクリエーション系施設 | 温泉プール湯泳館            |                     | _                          |                      |
|             | ファミリーキャンプ<br>場「ゆ〜に」 | _/                  | _                          |                      |
|             | 利尻富士温泉保養施設          | /                   | _                          |                      |
|             | 総合体育館・柔剣道<br>場      | /                   | 総合体育館:E(D)<br>武道館1 :E(D)   |                      |
|             | 翔武館                 | ~/                  | _                          |                      |
|             | 旭ヶ丘プール              |                     |                            |                      |
|             | 地域青少年会館             | _/                  |                            |                      |
| 学校教育系施設     | 小学校                 | /                   | 雄忠志内小学校校舎:B<br>雄忠志内小学校体育館: | _/                   |
|             |                     |                     | 在<br>C<br>C                |                      |
|             | 中学校                 | _/                  | 鬼脇中学校校舎:B、C<br>鬼脇中学校体育館: C |                      |

増加:ここでは増加傾向、増加して横ばい、減少後増加しているものは 「増加」としています。

減少:ここでは減少傾向、減少して横ばい、増加後減少しているものは

「減少」としています。

# 4章 住民意向の特性

### 1 調査の目的と方法

#### (1)アンケート調査の目的

これからの公共施設のあり方に関するアンケートは、公共施設の利用状況や満足度について 伺い、利用実態を把握するとともに、公共施設等の削減・集約化に向けた方針及び維持管理方 針についての意向を把握することを目的とします。

#### (2)配布回収方法、調査期間

調査票は郵送による配布・回収とし、調査期間は平成 28 年 11 月 21 日から 12 月 12 日 としました。

#### (3)調査対象、回収率

町内に住んでいる全世帯から無作為に 800 人を抽出し、対象としました。回収数は 344 票で、回収率は 43.0%となりました。

### 2 回答者自身のことについて

回答者の年齢は、構成比が高い順に、「60歳代」が21.8%、「50歳代」が19.5%、「80歳以上」が16.6%、「70歳代」が14.8%、「40歳代」が14.0%となっています。

回答者の性別は、「男性」が42.7%、「女性」が57.3%となっています。

回答者の居住地区は、構成比が高い順に、「鴛泊字栄町」が33.9%、「鬼脇字鬼脇」が16.7%となっています。

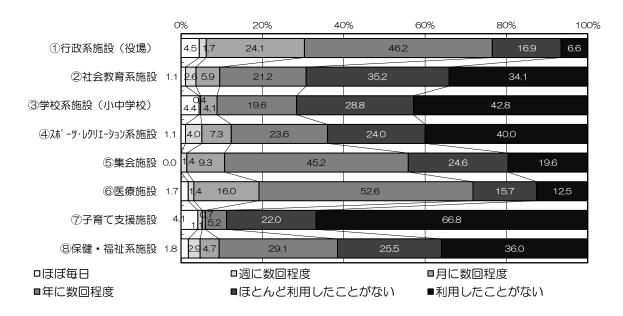
回答者の職業は、構成比が高い順に、「無職」が23.2%、「漁業・農業」が15.5%、「専業主婦・専業主夫」が15.2%、「会社員・会社役員」が12.3%となっています。

回答者の居住年数は、構成比が高い順に、「10年以上」が88.5%、「5年以上10年未満」が5.0%、「1年以上5年未満」が4.1%、「1年未満」が2.4%となっています。

### 3 公共施設の利用頻度や満足度について

### (1)利用頻度

利用頻度が高い(「ほぼ毎日」、「週に数回程度」、「月に数回程度」の合計の割合が高い)のは、高い順に行政系施設 30.3%、医療施設 19.2%、スポーツ・レクリエーション系施設 12.4%となっています。一方、利用頻度が低い(「利用したことがない」と「ほとんど利用したことがない」の合計の割合が高い)のは、子育て支援施設 88.8%、学校系施設 71.9%、社会教育系施設 69.2%となっています。



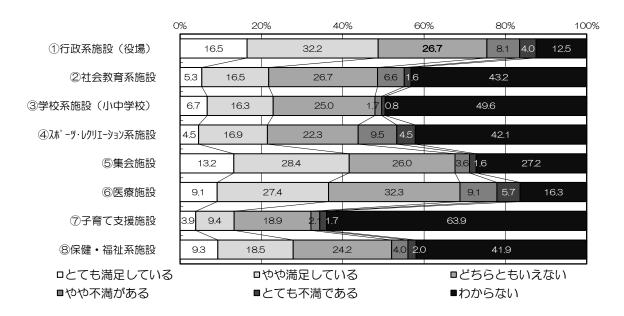
|                   | ほぼ毎<br>日 | 週に数<br>回程度 | 月に数<br>回程度 | 年に数<br>回程度 | ほとん<br>ど利用<br>したこ<br>とがな<br>い | 利用し<br>たこと<br>がない | 合計     |
|-------------------|----------|------------|------------|------------|-------------------------------|-------------------|--------|
| ①行政系施設(役場)        | 13       | 5          | 70         | 134        | 49                            | 19                | 290    |
|                   | 4.5%     | 1.7%       | 24.1%      | 46.2%      | 16.9%                         | 6.6%              | 100.0% |
| ②社会教育系施設          | 3        | 7          | 16         | 58         | 96                            | 93                | 273    |
|                   | 1.1%     | 2.6%       | 5.9%       | 21.2%      | 35.2%                         | 34.1%             | 100.0% |
| ③学校系施設(小中学校)      | 12       | 1          | 11         | 53         | 78                            | 116               | 271    |
|                   | 4.4%     | 0.4%       | 4.1%       | 19.6%      | 28.8%                         | 42.8%             | 100.0% |
| ④スポーツ・レクリエーション系施設 | Ω        | 11         | 20         | 65         | 66                            | 110               | 275    |
|                   | 1.1%     | 4.0%       | 7.3%       | 23.6%      | 24.0%                         | 40.0%             | 100.0% |
| ⑤集会施設             | 0        | 4          | 26         | 127        | 69                            | 55                | 281    |
|                   | 0.0%     | 1.4%       | 9.3%       | 45.2%      | 24.6%                         | 19.6%             | 100.0% |
| ⑥医療施設             | 5        | 4          | 46         | 151        | 45                            | 36                | 287    |
|                   | 1.7%     | 1.4%       | 16.0%      | 52.6%      | 15.7%                         | 12.5%             | 100.0% |
| ⑦子育て支援施設          | 11       | 3          | 2          | 14         | 59                            | 179               | 268    |
|                   | 4.1%     | 1.1%       | 0.7%       | 5.2%       | 22.0%                         | 66.8%             | 100.0% |
| ⑧保健・福祉系施設         | 5        | 8          | 13         | 81         | 71                            | 100               | 278    |
|                   | 1.8%     | 2.9%       | 4.7%       | 29.1%      | 25.5%                         | 36.0%             | 100.0% |

#### (2)満足度

全ての施設で、「満足傾向」の割合が、「不満傾向」の割合を上回っています。

「満足傾向」の割合が高いのは、高い順に、行政系施設 48.7%、集会施設 41.6%、医療施設 36.5%となっています。一方、「不満傾向」の割合が高いのは、医療施設 14.8%、スポーツ・レクリエーション系施設 14.0%、行政系施設 12.1%となっています。

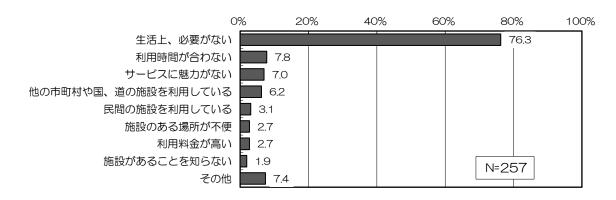
「わからない」については、子育て支援施設で 63.9%、学校系施設で 49.6%、社会教育 系施設で 43.2%となっています。



|                   | とても<br>満足し<br>ている | やや満<br>足して<br>いる | どちら<br>ともい<br>えない | やや不<br>満があ<br>る | とても<br>不満で<br>ある | わからない | 合計     |
|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------|--------|
| ①行政系施設(役場)        | 45                | 88               | 73                | 22              | 11               | 34    | 273    |
|                   | 16.5%             | 32.2%            | 26.7%             | 8.1%            | 4.0%             | 12.5% | 100.0% |
| ②社会教育系施設          | 13                | 40               | 65                | 16              | 4                | 105   | 243    |
|                   | 5.3%              | 16.5%            | 26.7%             | 6.6%            | 1.6%             | 43.2% | 100.0% |
| ③学校系施設(小中学校)      | 16                | 39               | 60                | 4               | 2                | 119   | 240    |
|                   | 6.7%              | 16.3%            | 25.0%             | 1.7%            | 0.8%             | 49.6% | 100.0% |
| ④スポーツ・レクリエーション系施設 | 11                | 41               | 54                | 23              | 11               | 102   | 242    |
|                   | 4.5%              | 16.9%            | 22.3%             | 9.5%            | 4.5%             | 42.1% | 100.0% |
| ⑤集会施設             | 33                | 71               | 65                | 9               | 4                | 68    | 250    |
|                   | 13.2%             | 28.4%            | 26.0%             | 3.6%            | 1.6%             | 27.2% | 100.0% |
| ⑥医療施設             | 24                | 72               | 85                | 24              | 15               | 43    | 263    |
|                   | 9.1%              | 27.4%            | 32.3%             | 9.1%            | 5.7%             | 16.3% | 100.0% |
| ⑦子育て支援施設          | 9                 | 22               | 44                | 5               | 4                | 149   | 233    |
|                   | 3.9%              | 9.4%             | 18.9%             | 2.1%            | 1.7%             | 63.9% | 100.0% |
| 8保健•福祉系施設         | 23                | 46               | 60                | 10              | 5                | 104   | 248    |
|                   | 9.3%              | 18.5%            | 24.2%             | 4.0%            | 2.0%             | 41.9% | 100.0% |

### (3)公共施設を利用しない理由

公共施設を利用しない理由(複数回答)は、「生活上、必要がない」が76.3%で大半を占めています。その他は高い順に「利用時間が合わない」(7.8%)、「サービスに魅力がない」(7.0%)、「他の市町村や国、道の施設を利用している」(6.2%)などとなっています。



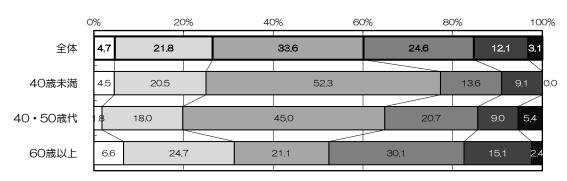
|              | 生活<br>上、必<br>要がな<br>い | サービ<br>スに魅<br>力がな<br>い | 施設の<br>ある場<br>所が不<br>便 | 利用時<br>間が合<br>わない | 利用料<br>金が高<br>い | 施設が<br>あるこ<br>とをい | 民間の 施設を 利用している | 他町国のをしる市や道設用いる | その他  | 有効<br>回答数 |
|--------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|----------------|----------------|------|-----------|
| 全体           | 196                   | 18                     | 7                      | 20                | 7               | 5                 | 8              | 16             | 19   | 257       |
|              | 76.3%                 | 7.0%                   | 2.7%                   | 7.8%              | 2.7%            | 1.9%              | 3.1%           | 6.2%           | 7.4% | 100.0%    |
| 40 歳未満       | 35                    | 5                      | 0                      | 1                 | 1               | 2                 | 2              | 2              | 4    | 43        |
|              | 81.4%                 | 11.6%                  | 0.0%                   | 2.3%              | 2.3%            | 4.7%              | 4.7%           | 4.7%           | 9.3% | 100.0%    |
| 40·50 歳<br>代 | 92                    | 7                      | 2                      | 9                 | Ο               | 0                 | Ο              | 4              | 5    | 104       |
|              | 88.5%                 | 6.7%                   | 1.9%                   | 8.7%              | 0.0%            | 0.0%              | 0.0%           | 3.8%           | 4.8% | 100.0%    |
| 60 歳以上       | 69                    | 6                      | 5                      | 10                | 6               | 3                 | 6              | 10             | 10   | 110       |
|              | 62.7%                 | 5.5%                   | 4.5%                   | 9.1%              | 5.5%            | 2.7%              | 5.5%           | 9.1%           | 9.1% | 100.0%    |

### 4 今後の公共施設のあり方について

#### (1) 今後の公共施設の数(量) について

今後の公共施設の数(量)については、多い順に、「人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき」が33.6%、「必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき」が24.6%、「今ある公共施設は全て必要なので、現状の数を維持していくべき」が21.8%などとなっており、減らすべきとする意見が約6割を占めています。

年齢別にみると、60歳未満では「人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき」が最も多く、40歳未満では約5割を占めています。60歳以上では「必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき」が最も多く、約3割を占めています。

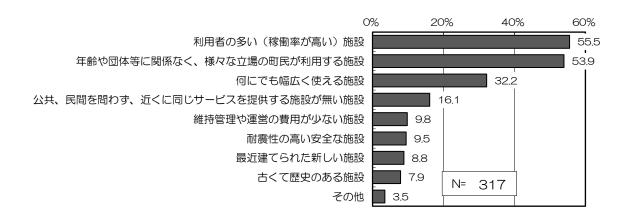


- ロ今ある公共施設では足りないので、積極的に増やしていくべき
- □今ある公共施設は全て必要なので、現状の数を維持していくべき
- ■人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき
- ■必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき
- ■わからない
- ■その他

|              | 今ある設 大 は いの で は いの で 的 し べ で が いく べき | 今<br>共全<br>な<br>現<br>を<br>で<br>の<br>状<br>維<br>い<br>き<br>い<br>で<br>の<br>持<br>く<br>さ<br>の<br>お<br>た<br>っ<br>の<br>お<br>う<br>し<br>っ<br>し<br>う<br>も<br>う<br>し<br>っ<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>き<br>。<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も<br>う<br>も | 人 政 模 二 見 施 に て し 放 、 一 合 設 減 い き や 規 民 に た 数 し べ き | 必低やが施積減い要い利少設極らくが設者い、にてき | わからな<br>い | その他  | 合計     |
|--------------|--------------------------------------|--|---|--------------------------|-----------|------|--------|
| 全体           | 15                                   | 70   | 108   | 79                       | 39        | 10   | 321    |
|              | 4.7%                                 | 21.8%  | 33.6%   | 24.6%                    | 12.1%     | 3.1% | 100.0% |
| 40 歳未満       | 2                                    | 9  | 23  | 6                        | 4         | 0    | 44     |
|              | 4.5%                                 | 20.5%  | 52.3%   | 13.6%                    | 9.1%      | 0.0% | 100.0% |
| 40·50 歳<br>代 | 2                                    | 20   | 50  | 23                       | 10        | 9    | 111    |
|              | 1.8%                                 | 18.0%  | 45.0%   | 20.7%                    | 9.0%      | 5.4% | 100.0% |
| 60 歳以上       | 11                                   | 41   | 35  | 50                       | 25        | 4    | 166    |
|              | 6.6%                                 | 24.7%  | 21.1%   | 30.1%                    | 15.1%     | 2.4% | 100.0% |

### (2)残していくべき公共施設

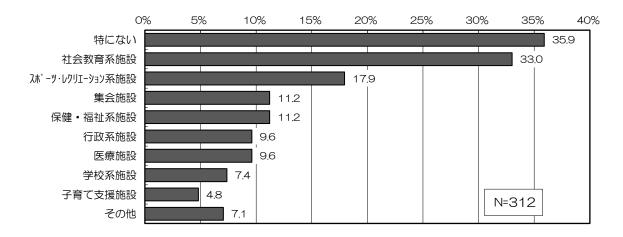
残していくべき公共施設(複数回答)は、多い順に、「利用者の多い(稼働率が高い)施設」が55.5%、「年齢や団体等に関係なく、様々な立場の町民が利用する施設」が53.9%、「何にでも幅広く使える施設」が32.2%などとなっています。



|              | 利用名の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>を<br>が<br>が<br>い<br>設<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い<br>い | 維持管理やのが<br>関がが施設 | 最近建<br>てられ<br>た新し<br>い施設 | 古くて<br>を<br>あ<br>設 | 年団にな様立町利る齢体関く々場民用施 | 公民間ずくじビ提るが施共間か、にサス供施無設にサス供施無設 | 何にで<br>も幅え<br>く使え<br>る施設 | 耐震性<br>の高い<br>安全な<br>施設 | その他  | 有効<br>回答数 |
|--------------|--|------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------|------|-----------|
| 全体           | 176  | 31               | 28                       | 25                 | 171                | 51                            | 102                      | 30                      | 11   | 317       |
|              | 55.5%  | 9.8%             | 8.8%                     | 7.9%               | 53.9%              | 16.1%                         | 32.2%                    | 9.5%                    | 3.5% | 100.0%    |
| 40 歳未満       | 33   | 2                | 3                        | 6                  | 17                 | 12                            | 10                       | 5                       | 3    | 44        |
|              | 75.0%  | 4.5%             | 6.8%                     | 13.6%              | 38.6%              | 27.3%                         | 22.7%                    | 11.4%                   | 6.8% | 100.0%    |
| 40·50 歳<br>代 | 73   | 12               | 15                       | 10                 | 57                 | 19                            | 39                       | 11                      | 1    | 114       |
|              | 64.0%  | 10.5%            | 13.2%                    | 8.8%               | 50.0%              | 16.7%                         | 34.2%                    | 9.6%                    | 0.9% | 100.0%    |
| 60 歳以上       | 70   | 17               | 10                       | 9                  | 97                 | 20                            | 53                       | 14                      | 7    | 159       |
|              | 44.0%  | 10.7%            | 6.3%                     | 5.7%               | 61.0%              | 12.6%                         | 33.3%                    | 8.8%                    | 4.4% | 100.0%    |

### (3) 規模の縮小や集約をしても良いと考える施設(複数回答)

規模の縮小や集約をしても良いと考える施設について(複数回答)は、多い順に、「特にない」が 35.9%、「社会教育系施設」が 33.0%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 17.9%などとなっています。



|              | 行政系<br>施設 | 社会教<br>育系施<br>設 | 学校系<br>施設 | スポーツ・<br>レクリエーシ<br>ョン系施<br>設 | 集会施設  | 医療施設  | 子育て<br>支援施<br>設 | 保健•<br>福祉系<br>施設 | 特にない  | その他   | 有効<br>回答数 |
|--------------|-----------|-----------------|-----------|------------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-------|-------|-----------|
| 全体           | 30        | 103             | 23        | 56                           | 35    | 30    | 15              | 35               | 112   | 22    | 312       |
|              | 9.6%      | 33.0%           | 7.4%      | 17.9%                        | 11.2% | 9.6%  | 4.8%            | 11.2%            | 35.9% | 7.1%  | 100.0%    |
| 40 歳未満       | 5         | 24              | 3         | 5                            | 4     | 2     | 1               | 2                | 14    | 2     | 45        |
|              | 11.1%     | 53.3%           | 6.7%      | 11.1%                        | 8.9%  | 4.4%  | 2.2%            | 4.4%             | 31.1% | 4.4%  | 100.0%    |
| 40·50 歳<br>代 | 14        | 42              | 9         | 24                           | 16    | 11    | 8               | 12               | 39    | 12    | 112       |
|              | 12.5%     | 37.5%           | 8.0%      | 21.4%                        | 14.3% | 9.8%  | 7.1%            | 10.7%            | 34.8% | 10.7% | 100.0%    |
| 60 歳以上       | 11        | 37              | 11        | 27                           | 15    | 17    | 6               | 21               | 59    | 8     | 155       |
|              | 7.1%      | 23.9%           | 7.1%      | 17.4%                        | 9.7%  | 11.0% | 3.9%            | 13.5%            | 38.1% | 5.2%  | 100.0%    |

# 5章 公共施設等の将来の見通し

#### 1 公共施設等の更新に係る将来の見通し

更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用試算ソフト(Excel2007形式)を自治体 PFI/PPP 調査研究会における検討結果を踏まえて改修した「公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)」を使用しました。

現在の建築系公共施設(ハコモノ)、道路、橋りょう、上下水道を保有し続けた場合の、今後 40 年間の更新にかかる費用をシミュレーションにより推計します。

### 2 建築系公共施設

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定します。延床面積に更新(建替)単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

#### (1) 前提条件

- 今後新たな建設は行わない。
- ・建設後 60 年で更新(建替)を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
- 建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
  - ※大規模改修が実施時期(築後30年)を、現時点で既に経過している施設については、改修 費用の総額を10年間に割り振って算出する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- 大規模改修および更新(建替)単価は次のとおりとする。

### 表 大規模改修および建替単価

(単位:万円/ ㎡)

|                  | 大規模改修 | 更新(建替) |
|------------------|-------|--------|
| 町民文化系施設          | 25    | 40     |
| 社会教育系施設          | 25    | 40     |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20    | 36     |
| 産業系施設            | 25    | 40     |
| 学校教育系施設          | 17    | 33     |
| 子育て支援施設          | 17    | 33     |
| 保健•福祉施設          | 20    | 36     |
| 医療施設             | 25    | 40     |
| 行政系施設            | 25    | 40     |
| 公営住宅             | 17    | 28     |
| 公園               | 17    | 33     |
| 供給処理施設           | 20    | 36     |
| その他              | 20    | 36     |

# (2)シミュレーション結果

#### ①年当たりの平均費用

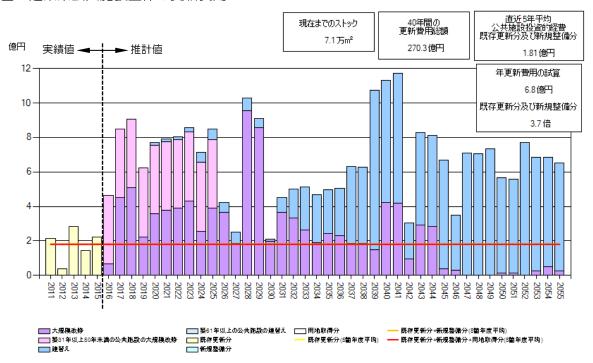
下図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績(平成23(2011)~27(2015)年度までの表示)と、今後40年間にかかると予想される更新費用の推計値(平成28(2016)年度以降の表示)です。

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設約 7.1 万㎡を保有し続けた場合にかかる更新費用は 270.3 億円となり、年平均では 6.8 億円となります。過去5年間の投資的経費の実績(既存更新分及び新規整備分)は年平均 1.81 億円(グラフ中の赤色水平線)ですので、これの 3.7 倍となります。

### ②費用内訳

今後 2044 年度ごろまでは大規模改修にかかる費用が多く必要になります。2033 年度以降は建替えに対する費用が多くを占め、特に、2040 年度前後は 10 億円以上の費用が必要となります。

### 図 建築系公共施設全体の更新費用



(単位:千円)

表 直近5年の投資的経費実績

| _ |                 |         |       | ( 1   |         |
|---|-----------------|---------|-------|-------|---------|
|   |                 | 既存更新分   | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計      |
|   | 平成 23 (2011) 年度 | 215,337 | 0     | 0     | 215,337 |
|   | 平成 24(2012)年度   | 38,165  | 0     | 0     | 38,165  |
|   | 平成 25(2013)年度   | 282,966 | 0     | 0     | 282,966 |
|   | 平成 26 (2014) 年度 | 143,775 | 0     | 0     | 143,775 |
|   | 平成 27 (2015) 年度 | 223,958 | 0     | 0     | 223,958 |
|   | 5年平均            | 180,840 | 0     | 0     | 180,840 |

#### 3 道路

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

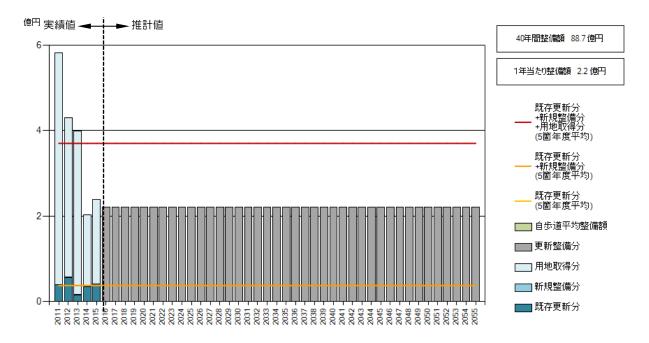
#### (1) 前提条件

- 今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を 15 年とし、道路の全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年 度更新していくと仮定する。
- 更新単価は、4,700円/㎡とする。

### (2)シミュレーション結果

40 年間にかかる費用総額は88.7 億円で、年当たりでは2.2 億円です。全道路面積の15分の1 を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均3.70億円(グラフ中の赤色水平線)であるため、年当たりの必要経費はこれの約6割に相当します。

#### 図 道路の更新費用



(単位:千円)

#### 表 直近5年の投資的経費実績

|                 | 既存更新分  | 新規整備分 | 用地取得分   | 合計      |
|-----------------|--------|-------|---------|---------|
| 平成 23(2011)年度   | 39,587 | 0     | 542405  | 581,992 |
| 平成 24(2012)年度   | 56,079 | 1942  | 371843  | 429,864 |
| 平成 25(2013)年度   | 15,575 | 945   | 381,955 | 398,475 |
| 平成 26(2014)年度   | 34,860 | 0     | 168504  | 203,364 |
| 平成 27 (2015) 年度 | 41,782 | 0     | 196716  | 238,498 |
| 5年平均            | 37,577 | 577   | 332,285 | 370,439 |

### 4 橋りょう

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

#### (1) 前提条件

・ 今後新たな整備は行わない。

整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。

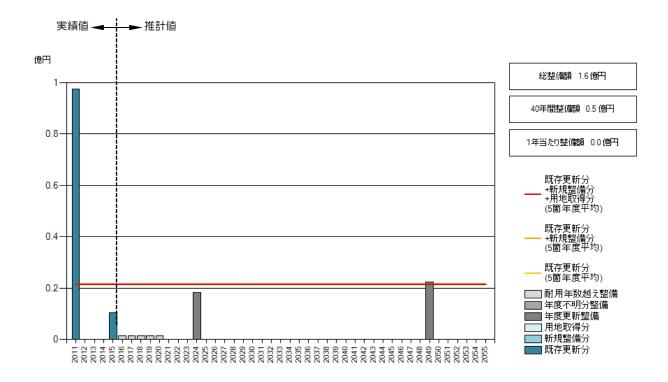
・更新単価は次のとおりとする。

PC 橋 : 425 千円/㎡ 鋼橋 : 500 千円/㎡ 木橋その他 : 425 千円/㎡

### (2)シミュレーション結果

40年間にかかる費用総額は 0.5億円で、年当たりでは 0.01億円となっています。

#### 図 橋りょうの更新費用



(単位:千円)

#### 表 直近5年の投資的経費実績

|                 | 既存更新分  | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計     |
|-----------------|--------|-------|-------|--------|
| 平成 23(2011)年度   | 97,575 | 0     | 0     | 97,575 |
| 平成 24(2012)年度   | 0      | 0     | 0     | 0      |
| 平成 25 (2013) 年度 | 0      | 0     | 0     | 0      |
| 平成 26(2014)年度   | 0      | 0     | 0     | 0      |
| 平成 27 (2015) 年度 | 10,444 | 0     | 0     | 10,444 |
| 5年平均            | 21,604 | 0     | 0     | 21,604 |

### 5 上水道

管径別の延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

#### (1) 前提条件

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

導水管・送水管 300 mm未満: 100 千円/m 配水管 50 mm以下: 97 千円/m

75 mm以下: 97 千円/m 100 mm以下: 97 千円/m 125 mm以下: 97 千円/m 150 mm以下: 97 千円/m

#### (2)シミュレーション結果

40年間にかかる費用総額は63.7億円で、年当たりでは1.6億円です。

既に耐用年数を経過している管が 100%を占めるため、これらの更新を今後 20 年間で実施する場合の年間整備額は約3.2 億円となります。

#### 図 上水道の更新費用

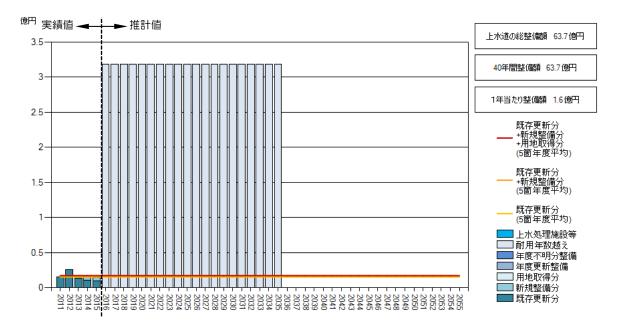


表 直近5年の投資的経費実績

|               | 既存更新分  | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計     |
|---------------|--------|-------|-------|--------|
| 平成 23(2011)年度 | 15,855 | 0     | 0     | 15,855 |
| 平成 24(2012)年度 | 26,102 | 0     | 0     | 26,102 |
| 平成 25(2013)年度 | 14,133 | 0     | 0     | 14,133 |
| 平成 26(2014)年度 | 11,232 | 4,968 | 0     | 16,200 |
| 平成 27(2015)年度 | 10,071 | 4,968 | 0     | 15,039 |
| 5年平均          | 15,479 | 1,987 | 0     | 17,466 |

(単位:千円)

### 6 下水道

管径別の延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

#### (1) 前提条件

・ 今後新たな整備は行わない。

・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。

• 管径別更新単価はつぎのとおりとする。

250 mm以下: 61 千円/㎡ 500 mm以下: 116 千円/㎡

• 下水道施設(建物)については、建築系公共施設の試算方法にならい加算する。

#### (2)シミュレーション結果

40 年間にかかる費用総額は 38.6 億円で、年当たりでは 1.0 億円です。管路は 2049 年度以降に更新費用が発生し、2050 年度には、10 億円近くの費用が必要となります。

### 図 下水道の更新費用

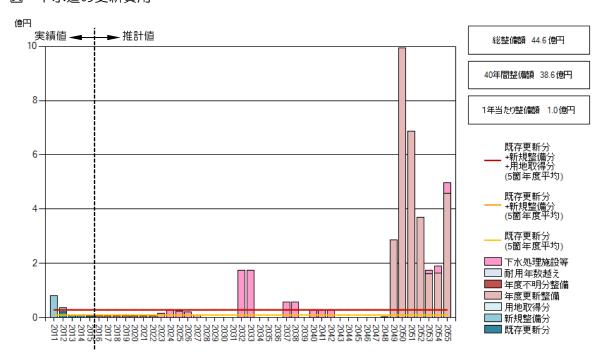


表 直近5年の投資的経費実績

| 大             |        |        |       |        |  |  |  |  |
|---------------|--------|--------|-------|--------|--|--|--|--|
|               | 既存更新分  | 新規整備分  | 用地取得分 | 合計     |  |  |  |  |
| 平成 23(2011)年度 | 0      | 80,001 | 0     | 80,001 |  |  |  |  |
| 平成 24(2012)年度 | 21,578 | 15,540 | 0     | 37,118 |  |  |  |  |
| 平成 25(2013)年度 | 9,345  | 0      | 0     | 9,345  |  |  |  |  |
| 平成 26(2014)年度 | 9,622  | 0      | 0     | 9,622  |  |  |  |  |
| 平成 27(2015)年度 | 4,860  | 0      | 0     | 4,860  |  |  |  |  |
| 5年平均          | 9,081  | 19,108 | 0     | 28,189 |  |  |  |  |

(単位:千円)

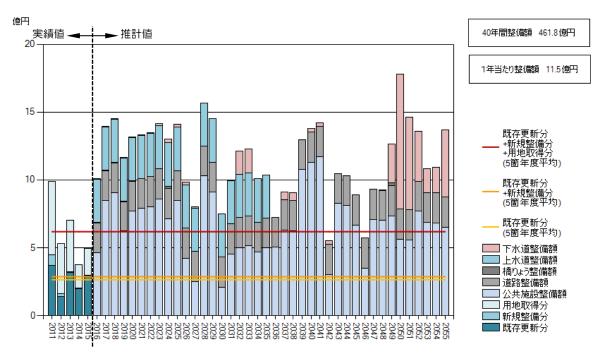
### 7 公共施設等全体のまとめ

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40 年間にかかる費用総額は 461.8 億円で、年当たりでは 11.5 億円です。過去5年間の投資的経費の実績(既存更新分+新規整備分+用地取得分)は年平均 6.19 億円(グラフ中の赤色水平線)ですが、これの約 1.9 倍に相当します。

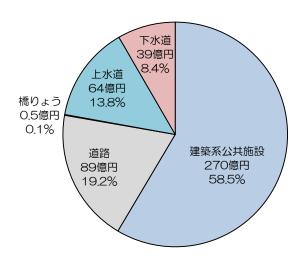
更新費用の推移をみると、40 年間で断続的に 15 億円近くの費用が必要となる一方で、5 億円程度となる年度もあり、年度によるバラつきがみられます。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の約 6 割、次いで道路が約2割を占めています。

### 図 公共施設等全体の更新費用



### 図 項目別 40 年間整備額構成比



# 6章 公共施設等を取り巻く課題の整理

### 1 公共施設等を取り巻く利尻富士町の現況からみた課題

#### (1) 将来人口の見通し

本町の人口は、平成 27 年国勢調査で 2,787 人です。直近の 30 年間で約 50%減少していますが、今後も減少すると予想されています。

利尻富士町人口ビジョンにおける平成 72 年の目標人口は 1,262 人であり、平成 27 年人口の 45%と想定しています。平成 72 年の年齢別人口をみると、年少人口は維持する一方で、生産年齢人口及び老年人口は減少すると想定されています。

こうした将来の人口減少に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

#### (2) 財政状況からみた課題

平成 26 年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税(地方税)が約 2.7 億円で、地方交付税が約 23 億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 16.3%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 83.7%となっています。

また、公共施設等に係る維持管理費は、平成26年度で約6.6億となっています。

本町の財政状況は、人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できなくなってきます。 今後は、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設についても本町を取り巻く社会 経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

### 2 公共施設等の現況・更新費用からみた課題

#### (1)公共施設の現況からみた課題

平成27年度末現在、本町が保有する建築系公共施設は、115施設、263棟、74,164㎡です。用途別延床面積割合は、多い順に、公営住宅、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などとなっており、この3分類で町有建築物の約5割を占めています。また、旧耐震基準の施設が延床面積全体の約2割をしめています。

そのほか、道路・橋りょう、上下水道等のインフラ系公共施設を保有しています。

主な公共施設の3年間の利用状況をみると、利用人数が施設によって大きく異なっています。 また、一部施設は直近の利用者数が減少傾向です。

公共施設等の管理においては、劣化状況や維持管理費、利用状況など幅広い視点で最適な手 法を進める必要があります。

#### (2) 公共施設等更新費用の見通しからみた課題

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は 461.8 億円、年平均では 11.5 億円となり近年の投資的経費実績額の 1.9 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が約 6 割を占めており、将来的な財政状況を勘案すると、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

インフラ系施設についても、道路・上水道は一定の経費が将来的に必要となるうえ、下水道は、今後は多くの費用が必要となります。本町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後 40 年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

# 3 住民意向の特性からみた課題

#### (1)公共施設の利用状況からみた課題

公共施設の利用頻度が高い施設は、高い順に行政系施設 30.3%、医療施設 19.2%、スポーツ・レクリエーション系施設 12.4%であり、一方で、利用頻度が低い施設は、子育て支援施設 88.8%、学校系施設 71.9%、社会教育系施設 69.2%となっています。

利用頻度が低い施設は、満足度も「わからない」が約5割~6割を占めています。

公共施設の管理・運営に当たっては、施設の統合・複合化や多機能化なども視野に効率的な 管理が必要です。

#### (2) 適正な公共施設の管理に向けた住民理解

本町における今後の公共施設の数(量)については、減らすべきとする意見が約6割、現状維持が約2割、わからないが約1割となっています。

規模の縮小や集約をしても良いと考える施設(複数回答)は、高い順に「特にない」が35.9%、「社会教育系施設」が33.0%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が17.9%などとなっています。

公共施設の運営や削減するに当たっては、多く住民から理解が得られるよう情報提供や意見交換など行い、住民と協働で進めていくことが必要です。

# 7章 公共施設等マネジメントの理念と目的

#### 1 計画の管理方針

本計画における公共施設等マネジメントの目的は、効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することです。

将来の公共施設のあり方を決めるに当たっては、行政と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることが必要であり、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図りながら安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述を実行に移していくため、以下の3点を推進します。

①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の

削減と平準化

②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること

③民間活力の活用:可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

### 2 計画の推進体制

#### (1)全庁的な取組体制の構築

本計画の策定所管課(総務課)は、公共施設等を横断的に管理し、施設総体を把握するとともに、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

そのため、公共施設等に関して各課全てを横断し実行できる体制の構築を進め、例えば、各 課に対する公共施設等の情報収集や調整等の権限、公共施設等に関して主要業務を一元的に遂 行できる機能などが円滑に遂行できるようにします。

#### (2)情報の一元的な管理

施設を所管する各課の公共施設等の情報について、共有化・統一化するなど全公共施設等の 点検・診断・維持管理・修繕などの情報を一元管理し、現況の把握が容易に出来る環境の整備 に努めます。

### 3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、 つぎの2点が求められます。

- 特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

ここでは、近年の投資的経費実績の水準で、保有する施設量をどれくらい削減すれば、費用 不足がどれくらい軽減されるかをシミュレーションします。

### (1)シミュレーションの考え方

- ・平成27年度における本町の公共施設の投資的経費の年平均額1.8億円を将来にわたり毎年度確保できるものと仮定します。
- ・大規模改修・建替単価は38.0万円/㎡\*(すべて町債を発行し、金利2%、25年元利均等返済を想定)とし、ここから大規模改修・建替費用の総額を求めます。これと上記1.8億円の差から、費用の「不足額」を求めます。
  - ※40 年間の大規模改修・建替費用総額 270.3 億円を総施設面積 7.12 万㎡で除したもの(上水道施設、下水道施設、建築年不明施設を除く)。
- ・施設の維持管理費単価は 11,500 円/㎡\*とし、ここから維持管理費の総額を求めます。
  - ※直近3年間の維持管理費の平均総額8.26億円を総施設面積7.12万㎡で除したもの(上水道施設、下水道施設、建築年不明施設を除く)。
- ・公共施設の保有面積を削減すると
  - →大規模改修・建替費用が削減され、「不足額」は小さくなります。
  - →施設の管理運営費が削減され、削減分を大規模改修・建替費用に充当することができます。 これを「充当額」とします。
- •10~40年後の各時点において、「不足額」「充当額」が均衡する保有面積削減量を求めます。

表 10~40年後の各時点で大規模改修を迎えている施設

(単位:㎡) 40 年後

|                      | 現在の<br>延床面積 | 10 年後<br>(H38) | 20 年後<br>(H48) | 30 年後<br>(H58) | 40 年後<br>(H68) |
|----------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 町民文化系施設              | 4,078       | 2,069          | 2,199          | 4,078          | 4,078          |
| 社会教育系施設              | 1,460       | 1,460          | 1,460          | 1,460          | 1,460          |
| スポーツ・レクリエーション系施<br>設 | 6,835       | 4,501          | 6,553          | 6,835          | 6,835          |
| 産業系施設                | 2,618       | 37             | 541            | 2,618          | 2,618          |
| 学校教育系施設              | 14,382      | 10,308         | 14,035         | 14,382         | 14,382         |
| 子育て支援施設              | 2,017       | 1,452          | 1,452          | 2,017          | 2,017          |
| 保健•福祉施設              | 5,315       | 2,802          | 5,315          | 5,315          | 5,315          |
| 医療施設                 | 892         | 705            | 735            | 892            | 892            |
| 行政系施設                | 5,158       | 435            | 4,507          | 5,158          | 5,158          |
| 公営住宅                 | 19,181      | 12,063         | 17,829         | 19,181         | 19,181         |
| 供給処理施設               | 1,077       | 0              | 0              | 1,077          | 1,077          |
| その他                  | 8,204       | 6,757          | 7,262          | 8,204          | 8,204          |
| 合計                   | 71,217      | 42,589         | 61,888         | 71,217         | 71,217         |

※建築年不明施設 1,605 mg

表 10~40年後の各時点で建替時期を迎えている施設

(単位: m³)

|                  | 現在の<br>延床面積 | 10 年後<br>(H38) | 20 年後<br>(H48) | 30 年後<br>(H58) | 40 年後<br>(H68) |
|------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 町民文化系施設          | 4,078       | 0              | 0              | 733            | 2,069          |
| 社会教育系施設          | 1,460       | 0              | 430            | 430            | 1,460          |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 6,835       | 0              | 732            | 3,348          | 4,501          |
| 産業系施設            | 2,618       | 0              | 0              | 0              | 37             |
| 学校教育系施設          | 14,382      | 0              | 0              | 4,614          | 10,308         |
| 子育て支援施設          | 2,017       | 0              | 0              | 298            | 1,452          |
| 保健•福祉施設          | 5,315       | 0              | 0              | 1,510          | 2,802          |
| 医療施設             | 892         | 0              | 705            | 705            | 705            |
| 行政系施設            | 5,158       | 152            | 152            | 152            | 435            |
| 公営住宅             | 19,181      | 0              | 1,699          | 6,659          | 12,063         |
| 供給処理施設           | 1,077       | 0              | 0              | 0              | 0              |
| その他              | 8,204       | 677            | 2,158          | 4,214          | 6,757          |
| 合計               | 71,217      | 829            | 5,876          | 22,663         | 42,589         |

<sup>※</sup>建築年不明施設 1,605 m

#### 表 建築系公共施設の年度別投資的経費

(千円)

|               | 既存更新分   | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計      |
|---------------|---------|-------|-------|---------|
| 平成 23(2011)年度 | 215,337 | 0     | 0     | 215,337 |
| 平成 24(2012)年度 | 38,165  | 0     | 0     | 38,165  |
| 平成 25(2013)年度 | 282,966 | 0     | 0     | 282,966 |
| 平成 26(2014)年度 | 143,775 | 0     | 0     | 143,775 |
| 平成 27(2015)年度 | 223,958 | 0     | 0     | 223,958 |
| 5年平均          | 180,840 | 0     | 0     | 180,840 |

### (2)シミュレーション結果

実線は今後 10 年間(~2026 (H38))、20 年間(~2036 (H48))、30 年間(~2046 (H58))、40 年間(~2056 (H68))における削減された施設面積に応じた「不足額」です。点線はそれぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分(=「充当額」)です。この実線と点線の交点が、「不足額」「充当額」の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。

結果として、2026年(H38)までの保有面積は現在の71%(29%削減)、2036年(H48)までは67%(33%削減)、2046(H58)まで66%(34%削減)、2056(H68)までは70%(30%削減)となりました。上記を踏まえ、計画期間の施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定します。

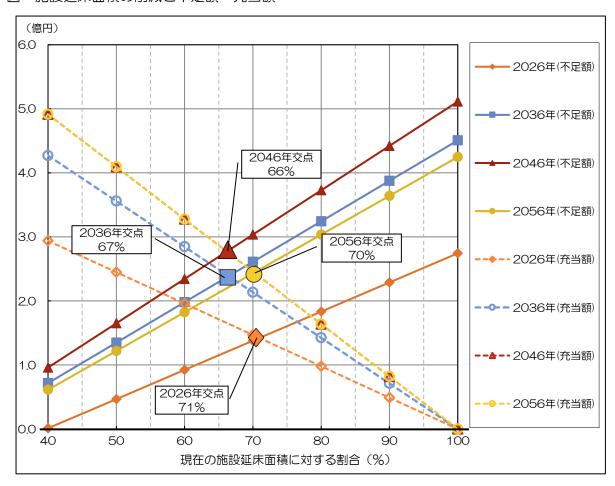
### 施設保有面積の削減目標(案)

#### 平成68年(40年後)までに施設保有面積の30%を削減

#### 表 施設延床面積の削減

|             | ~2026<br>(H38) | ~2036<br>(H48) | ~2046<br>(H58) | ~2056<br>(H68) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保有面積割合(現在比) | 71%            | 67%            | 66%            | 70%            |
| 削減割合(現在比)   | 29%            | 33%            | 34%            | 30%            |

# 図 施設延床面積の削減と不足額・充当額



### 表施設延床面積の削減と不足額

(億円)

| 現在面積に対 | 大規模改修•建替費用 |     |     |      |     | 不足額(A- | -1.8 億円) |     |
|--------|------------|-----|-----|------|-----|--------|----------|-----|
| する割合   | 10年        | 20年 | 30年 | 40 年 | 10年 | 20年    | 30年      | 40年 |
| 100%   | 4.6        | 6.3 | 6.9 | 6.1  | 2.7 | 4.5    | 5.1      | 4.2 |
| 90%    | 4.1        | 5.7 | 6.2 | 5.5  | 2.3 | 3.9    | 4.4      | 3.6 |
| 80%    | 3.6        | 5.1 | 5.5 | 4.8  | 1.8 | 3.2    | 3.7      | 3.0 |
| 70%    | 3.2        | 4.4 | 4.8 | 4.2  | 1.4 | 2.6    | 3.0      | 2.4 |
| 60%    | 2.7        | 3.8 | 4.2 | 3.6  | 0.9 | 2.0    | 2.3      | 1.8 |
| 50%    | 2.3        | 3.2 | 3.5 | 3.0  | 0.5 | 1.3    | 1.7      | 1.2 |
| 40%    | 1.8        | 2.5 | 2.8 | 2.4  | 0.0 | 0.7    | 1.0      | 0.6 |

# 表 施設延床面積の削減と充当額

(億円)

| 現在面積に対 | 充当額(維持管理費削減額) |     |     |      |
|--------|---------------|-----|-----|------|
| する割合   | 10年           | 20年 | 30年 | 40 年 |
| 100%   | 0.0           | 0.0 | 0.0 | 0.0  |
| 90%    | 0.5           | 0.7 | 0.8 | 0.8  |
| 80%    | 1.0           | 1.4 | 1.6 | 1.6  |
| 70%    | 1.5           | 2.1 | 2.5 | 2.5  |
| 60%    | 2.0           | 2.8 | 3.3 | 3.3  |
| 50%    | 2.4           | 3.6 | 4.1 | 4.1  |
| 40%    | 2.9           | 4.3 | 4.9 | 4.9  |

# 8章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、各方針における基本的な 考え方を示すことにより、公共施設等の適切な管理を図ります。

〈基本的な方針〉 方針1:人口減少を見据えた整備更新

方針2:住民ニーズへの適切な対応

方針3:民間活力の積極的な導入

### 2 各方針における基本的な考え方

#### 方針1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し既存の 公共施設を適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

#### ①人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公 共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面 積を、本町の人口や人口構成の変化、財源などに沿って適切に調整します。

不要と判断された施設は解体・複合化等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

#### ②既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ 対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

#### 方針2 住民ニーズへの適切な対応

社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、公共施設等が最大限に有効利用されることを目指します。

#### ①用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

#### ②公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

#### 方針3 民間活力の積極的な導入

公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事においては、民間企業など多様な主体の特徴・利点を活かし、協働による効果的・効率的な施設管理を図ります。

#### ①住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI<sup>注1</sup>、包括的民間委託<sup>注2</sup>など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

注1 PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

注2包括的民間委託:民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式

### ②公共施設を核としたコミュニティの醸成

公共施設は、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意しながら、公共施設の適正な配置によって地域のコミュニティ醸成に寄与できるよう努めます。

### ③住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。特に、利用している施設の統廃合は難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

# 9章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として6項目を設定し取り組みます。

〈実施方針〉 1:点検・診断等の実施方針

2:維持管理・修繕・更新等の実施方針

3:安全確保の実施方針

4:耐震化の実施方針

5:長寿命化の実施方針

6:統合や廃止の推進方針

### 1 点検・診断等の実施方針

• 日常点検と定期点検・臨時点検を効率よく実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活か します。

・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施 設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

#### (1)点検

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。点検項目についてマニュアル等の作成を検討するとともに、委託契約により実施している場合は、点検等が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握し、不具合箇所の早期把握に努めます。

また、点検履歴は記録、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

#### (2)施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性等について簡易な診断を実施することを検討します。診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

### 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、 建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・更新・改修については、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル(内装・設備等)の計画的保全、および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

### (1)維持管理・修繕の実施方針

施設維持管理における設備機器の保守や清掃、管理、小規模修繕等については、公共団体と管理業者等が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築し、計画的・効率的に行います。

修繕については、点検・診断によって発見された不具合箇所の早期修繕に努めるともに、施設全体の老朽状況を一元的に把握し、不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、計画的な修繕を実施していくことにより、修繕費の平準化及びランニングコストの縮減に努めます。

### (2) 更新・改修の実施方針

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。

そのためインフィル(内装・設備等)や、法規の改正による既存不適格の発生状況等適法性について適切な時期に診断し、計画的に改修していくとともに、長期修繕計画、中期修繕・改修計画の策定による長期的な見通しによる事業の平準化を図り効率的な展開を図ります。

#### 表適法性の主な管理項目

| 適法性 | 関連法 | 建物に関する法令  | 建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、 |
|-----|-----|-----------|--------------------------------|
| 管理  | 規適法 |           | 児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛 |
|     | 性   |           | 生法                             |
|     |     | 消防に関する法令  | 消防法                            |
|     |     | 条例に関する法令  | 条例                             |
|     |     | 環境に関する法令  | 廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法   |
|     |     | 不動産に関する法令 | 不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法          |
|     | 定期検 | 建物定期検査    | 消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気 |
|     | 査の履 |           | 質検査、特殊建築物の定期検査、                |
|     | 行   | 建築設備定期検査  | 建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自 |
|     |     |           | 家用電気工作物の点検                     |

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化等多角的な視点で検討を行います。

# 3 安全確保の実施方針

- •危険性が認められた施設等については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設の危険度等総合的な判断によって、改修せずに供用廃止を検討するなど適切に対処します。

公共施設等の点検・診断等の結果、敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設等については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討するなど、適切に対処します。

表 (参考)施設の安全確保に係る項目

| 評価項目  |       |         | 内容            |   |
|-------|-------|---------|---------------|---|
| 大項目   | 中項目   | 小項目     |               |   |
| 安全性   | 敷地    | 自然災害回避性 | 地震災害          | ・液状化・活断層・有・無  |
|       | 安全性   |         | 土砂災害          | ・警戒区域・特別警戒区域・有・無  |
|       |       |         | 浸水災害          | <ul><li>水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無</li></ul>                           |
|       |       | 敷地安全対応策 | 地盤安定性         | ・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無   |
|       |       |         | 緊急自動車接近       | • 道路幅   |
|       |       |         | 地盤調査結果        | <ul><li>軟弱地盤・盛土・埋立地・有 ・無</li></ul>                              |
|       |       |         | 危険物の種類        | <ul><li>消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無</li></ul>                          |
|       |       |         | 保安距離          | ・危険物から 50m 以内、200m 以内   |
|       | 建物    | 構造安全性   | 基礎の安全性        | ・基礎の安全要件の満足度  |
|       | 安全性   |         | 常時床荷重         | • 許容積載荷重 • 超過   |
|       |       | 耐震安全性   | 建設年           | • 1981 年 6 月以前  |
|       |       |         | 耐震診断          | • Is 値>0.6 /0.6>Is 値>0.3 /0.3>Is 値                              |
|       |       |         | 耐震補強          | • 要 • 不要  |
|       |       |         | 耐震等級          | • 等級  |
|       |       |         | 免震、制震         | • 有 • 無   |
|       |       | 耐風安全性   | 耐風等級          | • 等級  |
|       |       | 対水安全性   | 浸水対策          | ・浸水に対する安全要件の満足度   |
|       |       | 対落雷安全性  | 避雷針           | ・落雷に対する安全要件の満足度   |
|       | 火災    | 耐火安全性   | 延焼防止          | ・外壁・屋根の防火性能   |
|       | 安全性   | 避難安全性   | 避難路確保         | • 避難路確保   |
|       |       | 消火安全性   | 消火活動•経路確保     | ・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保  |
|       | 生活環境  | 空気質安全性  | 空気質測定         | ・有 ・無 ・飛散性・非飛散性のアスバスト排除状況                                       |
| 安全性   | 安全性   |         | 空気質安全性の確保     | <ul><li>・ 木川ムア川デ ヒト゛・ ト川エソ・ キシレソ・ エチルヘ゛ソセ゛ソ・ スチレン放散速度</li></ul> |
| (つづき) |       | 水質安全性   | 水質検査          | • 有 • 無   |
|       | 安全性   |         | 水質安全性の確保      | ・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度   |
|       | (つづき) | 傷害•     | 転倒•転落防止性      | ・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度  |
|       |       | 損傷防止性   | 落下物防止性        | ・落下物防止に対する安全要件の満足度  |
|       |       |         | 危険物の危険防止性     | ・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度   |
|       |       | 有害物質排除性 | アスベスト排除       | ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)                                      |
|       |       |         | PCB 排除        | ・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 (年代・部位)                              |
|       |       |         | フロン・ハロン対策     | ・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況                                       |
|       |       |         | CCA対策         | ・木造土台の CCA・有無   |
|       |       | 公害防止性   | 日照•通風障害防止性    | ・日照・通風障害防止要件の満足度  |
|       |       |         | 風害防止性         | ・ 風害防止要件の満足度  |
|       |       |         | 電波障害性防止性      | ・電波障害性防止要件の満足度  |
|       |       |         | 騒音·振動 • 悪臭防止性 | •音·振動・悪臭防止要件の満足度  |
|       |       |         | 障害防止性         | ・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度   |
|       |       |         | 外構の維持保全       | ・外構の維持保全要件の満足度  |
| 耐用性   | 耐久性   | 耐用年数    | 経過年数          | <ul><li>経過年数の%</li></ul>  |
|       |       |         | 耐用年数(償却)      | • 法的耐用年数  |
|       |       |         | •             | •   |

| 評価項目 |     | th to |                      |   |
|------|-----|-------|----------------------|---|
| 大項目  | 中項目 | 小項目   | <del>-</del> 内 容<br> |   |
|      |     | 耐久性   | 構造材耐久性               | ・構造耐用年数(60年)と築年の差                       |
|      |     |       | 外壁•屋根耐久性             | ・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差                   |
|      |     |       | 付属設備耐久性              | ・設備耐用年数(20年)と改修年の差                      |
|      | 不具合 | 構造不具合 | 基礎・躯体                | ・沈下、亀裂、欠損の状況                            |
|      | 現況  |       | 土台                   | ・腐れ、欠損の状況                               |
|      |     |       | 柱、梁、壁、床など            | ・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況                 |
|      |     | 外部仕上  | 屋根                   | ・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況                  |
|      |     | 不具合   | 外壁                   | ・剥落、落下、ひび割れの状況                          |
|      |     |       | 窓枠、サッシ、ガラス           | <ul><li>腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況</li></ul> |
|      |     | 内部仕上  | 天井                   | ・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無               |
|      |     | 不具合   | 内壁                   | ・割れ、剥がれ、変色・有・無                          |
|      |     |       | 床                    | ・割れ、剥がれ、変色・有・無                          |
|      |     | 付帯設備  | 煙突、屋外階段              | ・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況                  |
|      |     | 不具合   | 広告塔、吊り看板、他           | ・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況                        |
|      |     | 建築設備  | 電気設備機器本体             | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況                  |
|      |     | 不具合   | 給排水衛生設備機器本体          | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況                  |
|      |     |       | 空調換気設備機器本体           | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況                  |
|      |     |       | 搬送設備機器本体             | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況                  |
|      |     |       | その他設備機器本体            | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況                  |

出典:FM評価手法・JFMES13マニュアル(試行版)

#### 4 耐震化の実施方針

• 利尻富士町耐震改修促進計画に基づき、耐震性の向上に努めることとし、避難所に位置付けられている建築物や多数の者が利用する可能性が高い建築物については、耐震化を推進します。

平成 23 年 1 月に策定した「利尻富士町耐震改修促進計画」では、特定建築物を対象として、地域防災計画に基づき防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を計画的に実施し、結果を公表するとともに耐震性の向上に努めることとしています。

特に、防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等、応急対策上 重要な施設の管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、さらに、特定建築物の要件 に満たない建築物で、地域防災計画により避難所に位置付けられている建築物や、保育園など 多数の者が利用する可能性が高い建築物については、耐震化を推進するよう努めることとする。 本計画においては、耐震改修促進計画と同様の方針で耐震化を推進します。

### 5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。 個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 更に長期使用します。

#### (1)総合的かつ計画的な管理

公共施設等については、定期的な点検・診断と点検・診断結果に基づいた予防保全による修繕・改修を実施し、総合的かつ計画的な管理に基づく長期使用を図ります。

公営住宅など個別に長寿命化計画等が策定されている場合は、個別計画に準拠して管理をすすめるとともに、公共施設等全体の管理状況を把握し、効果的・効率的な事業実施を進めライフサイクルコストの縮減を図ります。

### (2)公共施設の長寿命化

本計画の将来の見通しでは、公共施設の建替周期は大規模改修工事を経て 60 年としていますが、適切な維持管理・改修により、その時点における診断結果において使用が可能であれば長寿命改修工事を行って更なる長期使用しライフサイクルコストを削減することを検討します。

#### 6 統合や廃止の推進方針

- ・維持管理が困難となった公共施設については、施設の安全性や機能性等総合的に勘案して 他の公共施設等との統合や廃止を検討します。
- 住民や利用者等へ情報提供や意見交換を経ながら、住民サービスの水準低下が最小限となるよう方策を検討しながら進めます。

危険性の高い施設や老朽化等による機能性の低下や維持管理費の増大など、維持管理が困難となった公共施設については、他の公共施設等との統合や廃止を検討します。

公共施設等との統合・廃止する際には、施設の安全性や機能性・効率性、築年数、利用状況、 費用対効果等総合的に勘案して進めるとともに、住民や利用者等へ情報提供や意見交換を経な がら、住民サービスの水準低下が最小限となるよう方策を検討しながら進めます。

# 10章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

### 1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

#### (1) 町民文化系施設・社会教育系施設・産業系施設

総合交流促進施設りぷら等は避難所として指定されているため、適切な修繕・改修をしながら施設の長寿命化による維持管理を図ります。

劣化が進んでいる施設については早期の改修を検討し、対応するとともに、他の施設についても改修等適切に維持管理を行います。

#### 【該当施設】

町民文化系施設:鬼脇公民館、総合交流促進施設、総合交流促進施設りぷら

社会教育系施設:カルチャーセンター・りつぶ館、郷土資料館

産業系施設:さけふ化場、フェリーターミナル(海の駅おしどまり)、鬼脇港休憩施設、利尻富士町蓄養

殖施設

#### (2)スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション施設については、適切な維持管理を図るとともに、住民がいつでも・どこでもスポーツ・レクリエーションに気軽に参加し親しむことができる環境と機会の充実に努めます。

観光施設・保養施設については、自然環境や景観の保全に配慮しながら、観光施設の整備・ 維持管理に努め、観光振興を図ります。

#### 【該当施設】

スキー場休憩小屋、パークゴルフ場、旭ヶ丘プール、運動広場、鴛泊スキー場ヒュッテ、鬼脇パークゴルフ場、剣道場、総合体育館、地域青少年センター、アメニティーパーク、沼浦休憩舎、姫沼休憩舎、利尻富士山小屋、利尻富士自然休養林、公衆浴場、利尻富士温泉保養施設

#### (3) 学校教育系施設・子育て支援施設

学校教育系施設については、建物の老朽化や将来の児童・生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、機能の充実を図るとともに、計画的な修繕を進め施設の長寿命化を図ります。

その他学校教育施設や子育て支援系施設については適正な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行います。

#### 【該当施設】

学校教育系施設: 鴛泊小学校、鴛泊中学校、鬼脇中学校、利尻小学校

子育て支援施設: 鴛泊保育所、鬼脇保育所

### (4)保健・福祉系施設

利用者が施設を快適に利用できるように「第4期利尻富士町障がい者計画・障がい福祉計画」 や「第6期利尻富士町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などとの整合を図りながら適切な維持管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕等を行います。

#### 【該当施設】

ふじの荘、鬼脇福祉の家、特別養護老人ホーム、利尻島老人保健施設、老人福祉ホーム、利尻富士町総合 保健福祉センター

#### (5) 医療施設

住民の医療需要に応えるため鴛泊診療所の充実を図りながら、老朽化している施設や設備については適切に更新を行い、住民が将来も安心して適切な医療サービスが受けられるよう取り組みます。

#### 【該当施設】

鬼脇歯科診療所、鴛泊診療所

#### (6) 行政系施設

役場庁舎や支所については、適切な修繕・改修による維持管理を行い、施設の長寿命化による中長期的な活用を図ります。

そのほかの施設については、適切な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

#### 【該当施設】

利尻富士町役場庁舎、防災物品格納庫、利尻富士町防災拠点施設(鬼脇支所)

#### (7) 公営住宅

公営住宅については「利尻富士町公営住宅等長寿命化計画」を基本として、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

#### 【該当施設】

富士見団地、見晴ケ丘団地、第二見晴ケ丘団地、富士野団地、第二本泊団地、本泊団地、東富士見団地、 第二舟見ケ丘団地、舟見ケ丘団地、第二清川団地、清川団地

#### (8) 供給処理施設

利尻島灯油備蓄施設については、適切な維持管理に努めるとともに、利尻富士町地域防災計画に基づき、自然災害に備えるため防災施設・資材の計画的な整備を促進します。

#### 【該当施設】

利尻島灯油備蓄施設

#### (9) その他

鴛泊火葬場や鬼脇火葬場については、日常点検や計画的な修繕等による施設の長寿命化を図ります。

職員住宅や教員住宅については、劣化状況や利用状況をみながら改修や用途廃止等の方向性を検討します。

その他、上記の施設類型に該当しない施設等については、個々の状況に応じ適切な管理を行います。

#### 【該当施設】

鴛泊火葬場、鬼脇火葬場、鴛泊除雪センター、鬼脇除雪センター1、鬼脇除雪センター2、倉庫 1、倉庫 2、 非常用発電機格納庫(富士野)、非常用発電機格納庫(本町)、利尻富士町防災拠点施設(鬼脇支所車庫)、 職員住宅、教員住宅、公衆便所 等

### 2 土木系公共施設(インフラ)の管理に関する基本的な方針

#### (1) 道路・橋梁

道路については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良による 安全な道づくりに努めます。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の日常点検や定期点検を実施し、「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応に転換を図り、地域の道路ネットワークの安全性・信頼性を維持し、修繕・架替えに係わるコスト縮減を図ります。

#### (2)上水道・下水道

上水道については、長期的な視野に立って水源の安定確保と水道施設の適正な維持管理を図り、安全で良質な水の供給に努めます。

下水道については、水洗化の普及と施設の良好な維持管理に努め、衛生的で快適な暮らしと沿岸海域の水質保全に努めます。

#### 【該当施設】

鴛泊下水浄化センター、鬼脇下水浄化センター、鬼脇第1地区生活排水処理施設、鬼脇第2地区生活排水処理施設、港町地区生活排水処理施設、生活排水浄化施設1、生活排水浄化施設2

#### (3)公園

公園については、定期点検を実施し点検結果を踏まえた修繕等の対応により、利用者が安全に利用できる環境を整備します。

### (4) 河川

国・道と連携し、国有林内復旧治山・予防治山事業、砂防事業、民有林内山地治山事業を推進し、土石流などの災害対策に取り組み、荒廃している河川整備を図ります。

#### (5) その他(港湾ほか)

必要な点検、保全を行い利用者の安全確保に努めるなど、適正に維持管理していきます。また、長寿命化計画による延命化や、各種計画に基づく長期的な視点での施設改修等を進めていきます。

# 11章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

### 1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等マネジメント推進のための全庁の横断的な機能を持つ組織を構築します。
- ・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する5つの方針を検討します。

### (1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確 に進めていくことが重要です。

そこで、各課に対し横断的な機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

#### (2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認 識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

#### (3)担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

### (4) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供や、 民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待てきることから、これ らの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象 の公共施設等の用途変更に採用することも検討します。

#### 表 行政と民間とのパートナーシップ

| 指定管理者<br>制度 | 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度。 |
|-------------|---|
| PPP         | Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く<br>捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目<br>指すもの。     |
| PFI         | Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。                |

#### (5) 財政状況に合わせた適切な運営の実施

公共施設等の維持管理費については、全体の予算編成を踏まえながらその着実な確保に努めるとともに、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについて今後検討します。

### 2 フォローアップの実施方針

- ・本計画に基づき、具体的な個別計画を策定し公共施設等の整備を実施するとともに、定期 的に公共施設等の管理状況を評価します。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、住民と情報を共有します。

### (1)計画の進行管理

本計画に基づき、必要に応じて具体的な個別計画を策定します。個別計画に基づき、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果に応じて個別計画を見直します。

また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜見直します。

#### (2)住民との情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理は、住民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

そこで本計画の進捗状況、評価結果ならびに評価に基づく変更等は、ホームページ等で住民 に報告を行います。また必要に応じて、住民アンケートや説明会の開催も検討します。

また、施設に関する情報や評価結果を開示して公共施設利用者、住民、行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論が促進されるよう努めます。